

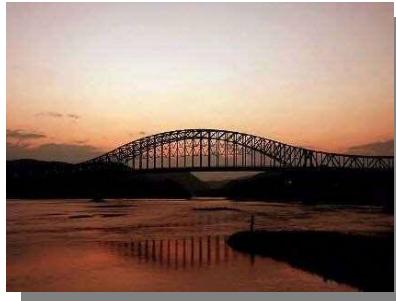
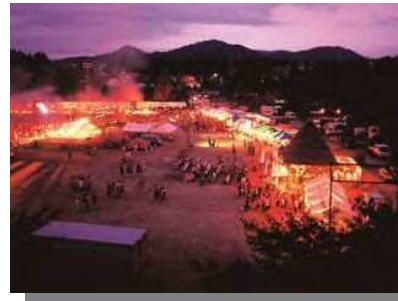
一
関

市

計

画

(案)



平成 21 年 3 月
平成 30 年 3 月変更
一 関 市

序

景観まちづくりが目指すことは、先人が守り、築き上げてきた豊かな自然と、悠久の歴史・文化が脈々と息づいている本市の貴重な財産を将来の一関を担う子どもたちに自信と誇りをもって継承し、ふるさと意識を育み、自分たちのまちを誇りに思い、まちを愛する気持ちを持つことであり、住みたい、住み続けたいと思えるまちをつくることである。

そのためには、住民一人ひとりが身近なところから生活の改善や景観に配慮することによって、より美しい周辺環境・景観を実現していくことが必要である。そして、周辺の自然や歴史・文化等を含めた景観特性を考慮し、住民、事業者、行政がお互い情報を交換、共有し、その地域にふさわしい景観づくりを目指すとともに、魅力ある地域づくりを進めることが重要である。

景観とは、私たちを取り巻く環境に対する景色や眺めであるが、暮らしの息づかいや賑い、歴史的、文化的な雰囲気、心象風景などの視覚以外の領域にも深くかかわっており、そのありようは、それぞれの地域の文化を反映していることから、景観は地域の大切な個性であり、かけがえのない財産である。

優れた景観は、私たちの生活に潤いと安らぎ、日々の活力を与えてくれるとともに、次代を担う子どもたちの情操を豊かに育てるなど、人間形成に良好な影響を与えてくれるものである。

このことから、本計画の目指すものは、住民一人ひとりがより美しい周辺環境づくりを常に意識しながら、それぞれの地域が有する魅力ある歴史・文化資源や、これまで進めてきた景観づくり、まちづくりの取り組みを大切にしつつ、地域の特長を生かした景観の保全・誘導や、個性的な景観を活かした魅力あるまちづくりを進めることにより、郷土愛や豊かな心を育むことである。

一関市景観計画

目 次

1章. 計画の基本的事項

1－1 計画策定の背景と目的	2
1－2 景観計画の位置づけ	2
1－3 景観計画区域（景観法第8条第2項第1号）	3

2章. 景観まちづくりの現状

2－1 一関市の概況	6
2－2 一関市の景観資源の特徴	10
2－3 住民主体によるこれまでの取り組み	24

3章. 景観まちづくりの課題

3－1 景観まちづくりの課題の整理	26
-------------------	----

4章. 将来像

4－1 景観まちづくりの将来像	32
-----------------	----

5章. 基本方針（景観法第8条第3項）

5－1 景観まちづくりの基本目標	39
5－2 景観まちづくりの構成要素別方針	44
5－3 地域ごとの景観まちづくり方針	47

6章. 景観形成基準（景観法第8条第2項第2号）

6－1 景観形成基準の構成	56
6－2 景観形成基準について	56
6－3 一関市景観計画区域における景観形成基準	57
6－4 景観形成重点地区の指定方針	60
6－5 景観形成重点地区における景観形成基準	61

7章. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（景観法第8条第2項第3号）

7－1 景観重要建造物の指定の方針	74
7－2 景観重要樹木の指定の方針	74

8章. 景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第8条第2項第4号ロ・ハ）

8－1 指定の基本的考え方	76
---------------	----

8－2	景観重要公共施設と周辺エリアのとらえ方	77
8－3	景観重要公共施設の指定箇所	78
8－4	景観重要公共施設の整備に関する事項	82
8－5	景観重要公共施設の許可の基準	84
9章. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項 (景観法第8条第2項第4号ニ)		
9－1	景観農業振興地域整備計画の策定の方針	88
10章. 景観まちづくりの推進に向けて		
10－1	景観まちづくりの推進方策	90
10－2	推進方策のまとめ	97

注：文章内の※は巻末の「用語説明」参照

一関市

景観計画

第1章 計画の基本的事項

1章. 計画の基本的事項

1－1 計画策定の背景と目的

全国の地方公共団体において、500 以上の景観条例の制定など、積極的な地域独自の景観の整備・保全の取り組みが行われてきた。

しかし、このような地方公共団体による自主条例に基づく景観行政には、強制力がないなど一定の限界があったことから、国では、景観に関する総合的な法律である「景観法※」を制定し、平成 17 年 6 月に全面施行された。

このような背景を受け、法律では景観形成施策の実施主体を「景観行政団体※」と位置づけていることから、一関市は平成 17 年 12 月に景観法に基づく景観行政団体になり、世界遺産の登録を目指している「本寺地区」において、先行的に景観計画※を策定したところである。

一関市景観計画（以下「本計画」という。）は、一関市（以下「本市」という。）の美しく魅力ある景観を保全・整備し、後世に継承するとともに、これらを生かした地域の活性化や交流の促進など、総合的なまちづくりを推進するために定めるものである。

1－2 景観計画の位置づけ

本計画は、総合計画における「人と人、地域と地域が結びあい 未来輝く いちのせき」という将来像を踏まえ、「人が輝く協働のまちづくり」、「一体感の醸成で新たな創造のまちづくり」、「活力ある賑わいのまちづくり」を景観の観点から推進しようとするものである。

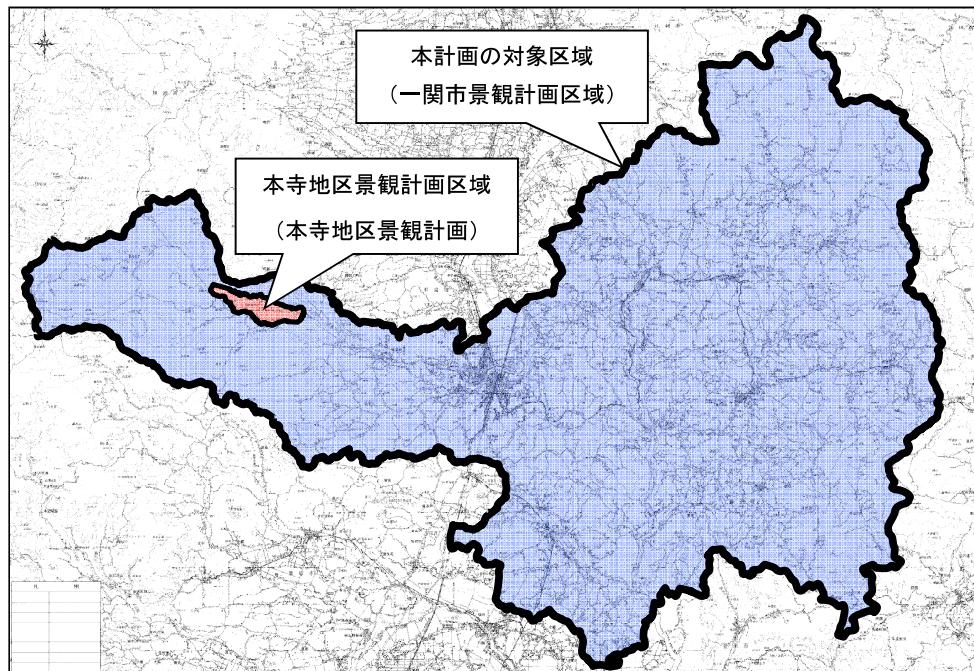
本計画は、住民・事業者・行政等がその理念や方針を共有し、互いの責務に基づいて連携を図りながら取り組む計画として位置づける。

また、本計画は、都市行政・農林行政・環境行政・教育文化行政など、幅広い分野にわたって関連する計画であり、これらの横断的な連携のもと、地域が主体性をもって取り組む計画として位置づけられる。

1－3 景観計画区域

本計画の対象区域は、地域の個性を生かしながら、一体的かつ整合のとれた景観行政を進めるため、本寺地区景観計画区域を除く市全域を景観計画区域とする。

これは景観法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域である。



一関市

景観計画

第2章 景観まちづくりの現状

2章. 景観まちづくりの現状

2-1 一関市の概況

位置と地勢

本市は、岩手県の南端に位置し、首都圏から450kmの距離で、東北地方のほぼ中央、盛岡と仙台の中間地点にある。

総面積は1,256.42km²で県内第二の規模であり、東西は約63kmと広がりがあり、西端には奥羽山脈にそびえる須川岳（栗駒山）、東には緩やかな丘陵地が連なる北上高地の室根山がある。また、市の南北は約46kmとなっており、市中央部の平地には東北一の大河北上川が南北に流れ、磐井川、金流川、砂鉄川、千厩川、黄海川など多くの河川が注いでいる。



歴史・沿革

本市には、後期旧石器時代の花泉町金森遺跡のハナイズミモリウシの化石や石器の出土、そして豊かな自然環境を背景とする縄文時代の遺跡が分布するなど、古くからの人の営みの痕跡を随所に偲ぶことが出来る。

平安時代の東北地方では、前九年の役、後三年の役という大きな戦乱があったが、藤原清衡により平定され、100年に及ぶ平泉藤原三代の栄華が続き、藤原氏に因んだ伝承や遺跡が各地に残っている。藤原氏滅亡後は、鎌倉御家人である葛西氏が現在の岩手県南から宮城県北の一部をおよそ400年に亘り支配した。今では当時の城館跡の分布によりかいまみることが出来る。

豊臣秀吉による奥州仕置による葛西氏滅亡後、伊達氏の支配下となり、その重臣である留守政景が1604年に一関城主となり、現在の一関の原型となる町割りの形成に着手したと考えられる。その後、1682年に田村氏の治世となり城下町として発達した。

伊達氏、田村氏の領地であったこの地方は、学問が盛んで、「和蘭医事問答」で知られる建部清庵や、「蘭学階梯」など多くの書物を残した蘭学者の大槻玄沢、和算家千葉胤秀など、さまざまな偉人を輩出している。

明治以降は、廃藩置県により、胆沢県、一関県、水沢県、磐井県と変遷し、明治9年に岩手県に編入され、当時32の町村に分かれていたものが、昭和の大合併により一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村、川崎村の7市町村となった。これら7市町村が平成17年9月に合併、平成23年9月には藤沢町が編入合併し、一関市となり現在に至っている。

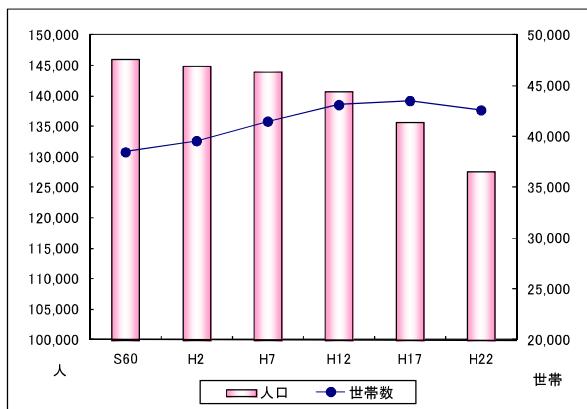
人口・世帯

平成22年の国勢調査では、人口127,642人、世帯数42,633世帯となっており、人口は減少傾向にある。一世帯あたりの人口は平成22年度で3.0人であり、年々少なくなっている。核家族化が進行している。

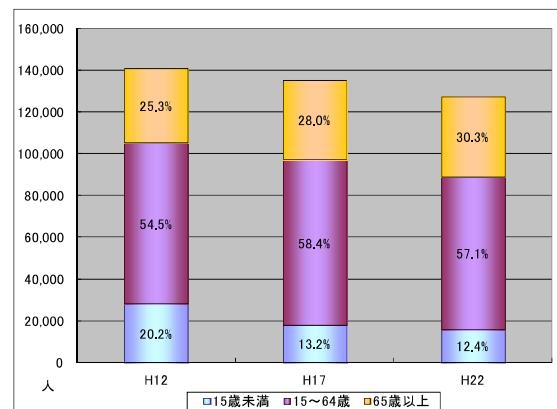
年齢別には、平成22年の65歳以上の人口が30.3%、15歳未満の人口が12.4%となっており、少子高齢化が進んでいる。

地域別には、一関地域(60,015人)が最も多く、次いで大東地域(15,313人)、花泉地域(14,350人)となっている。

<人口・世帯の推移>



<年齢別人口の推移>

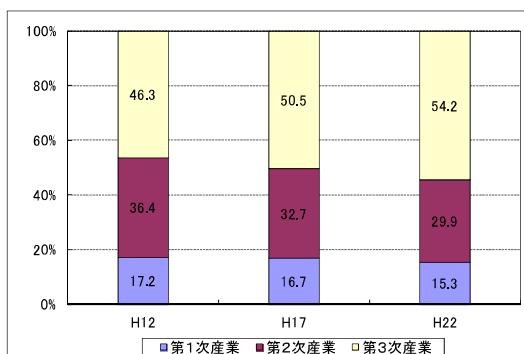


資料：国勢調査

産業

一関の産業構造は、これまでのすう勢などから見ると農業などの第1次産業から工業、商業などの第2次産業、第3次産業主体へと移ってきてている。

<産業3分類別就業者数構成比の推移>



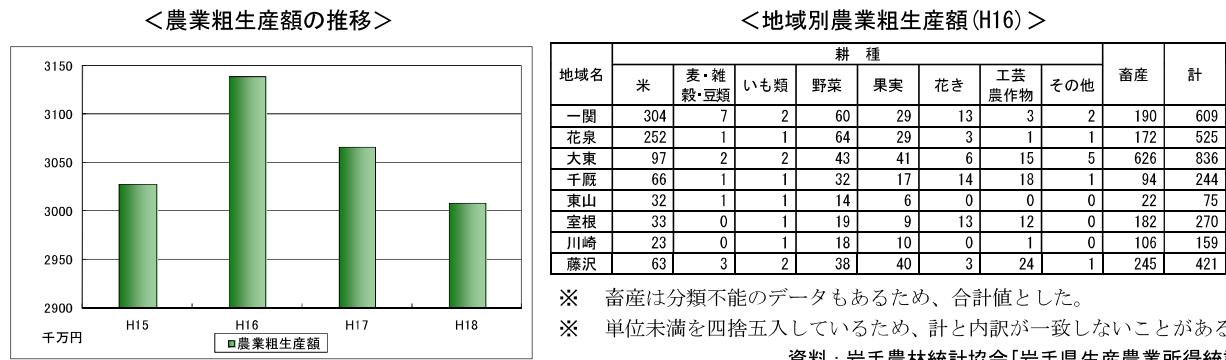
<産業3分類別就業者数(H22)>

分類不能	就業人数(人)	構成比(%)
第1次産業	9,257	15.3
第2次産業	18,102	29.9
第3次産業	32,864	54.2
分類不能	383	0.6
合計	60,606	100.0

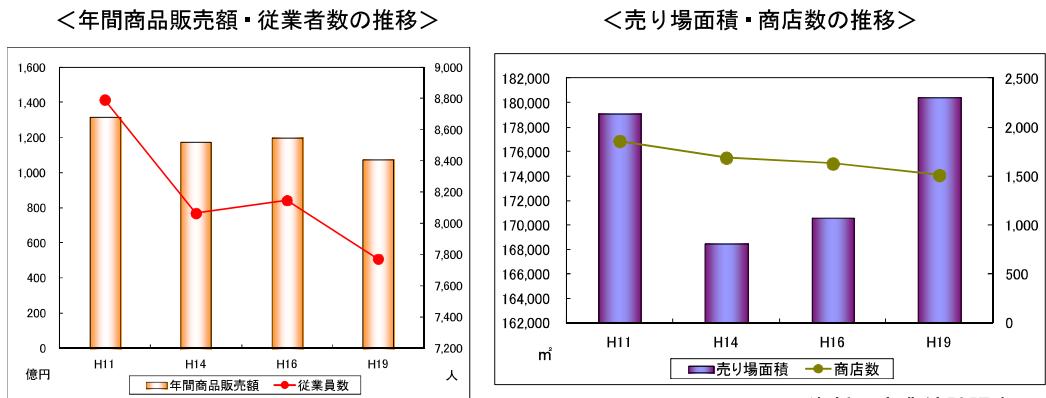
※ 構成比の推移は分類不能を除いているため、合計が100%にならない場合がある。

資料：国勢調査

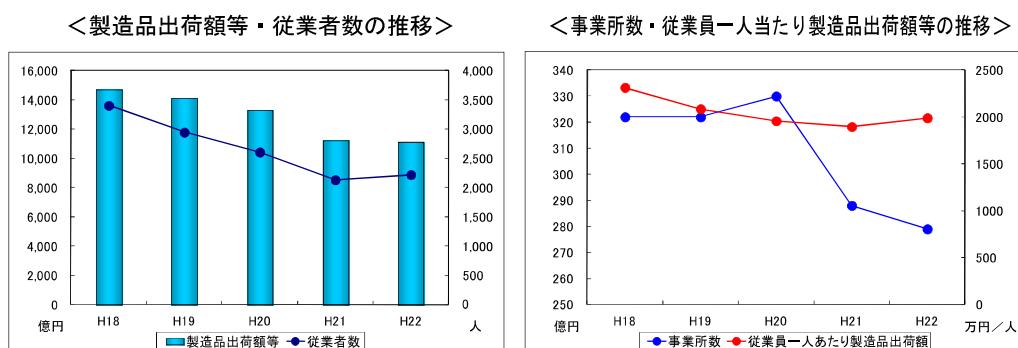
農業は、米と畜産が主流であり、一関地域、花泉地域、千厩地域、東山地域では米作の粗生産額が最も多く、大東地域、室根地域、川崎地域では畜産の粗生産額が最も多くなっており、その他、野菜や花きなどの生産が盛んである。



商業については、年間商品販売額は横ばい又は緩やかな減少傾向となっている。商店数についても減少傾向であるが、売場面積は平成 14 年には減少したが平成 16 年、平成 19 年は増加している。商店数が減少していることから 1 店あたりの面積規模の大きな大規模店舗の立地が進んでいるとみられる。

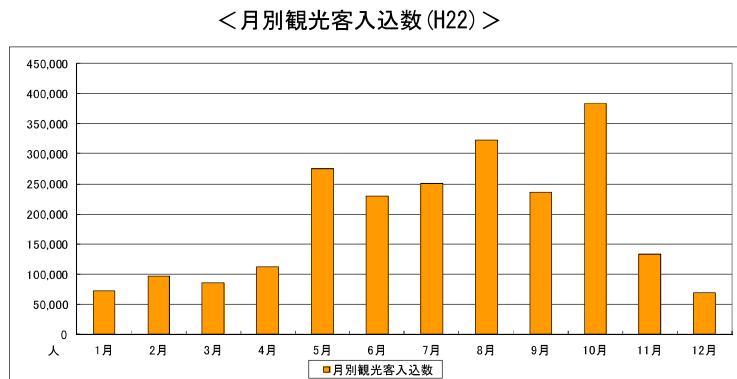
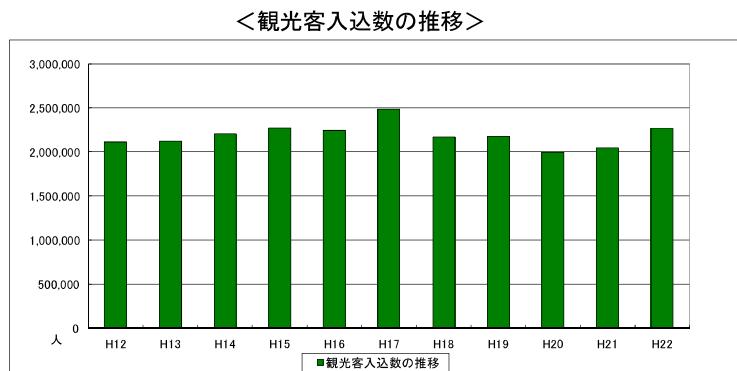


工業については、製造品出荷額等が減少傾向にあるが、従業者数は平成 21 年から 22 年にかけてはやや増加している。事業所数も年々減少傾向にあるが、従業員一人当たり製造品出荷額は近年微増している。



資料：工業統計調査

観光入込客の推移をみると、増減を繰り返しているが、近年は増加傾向となっており、平成 22 年には約 230 万人が本市を訪れている。月別には、5 月、7 月、8 月、10 月の観光客が多い。



資料：一関市統計データ

景勝地など

本市には、自然公園として、栗駒国定公園、室根高原県立自然公園があるほか、日本百景である国指定の名勝・猊鼻渓や名勝・天然記念物である厳美渓などをはじめとする景勝地がある。

また、本市西部には、平成 17 年 3 月及び 18 年 1 月に国の史跡指定を受けた「骨寺村莊園遺跡」があり、中世の絵図に描かれた社寺や窟などの宗教施設が現存するほか、古くからの農村集落形態が残されており、平成 18 年 7 月 28 日には、一関本寺の農村景観が重要文化的景観として選定された。また、平成 23 年 6 月には「平泉の文化遺産」が世界文化遺産に登録され、現在、骨寺村莊園遺跡の追加登録を目指している。

2－2 一関市の景観資源の特徴

本市の景観資源を自然的景観、都市的景観、歴史的景観に分類し、特徴を整理する。

《自然的景観》

本市の地形条件などからみた自然的景観は以下のようない特徴がある。

- 本市は、市域の62%を山林が占めており、市域西部の須川岳、東部の室根山をはじめとする山並みの連続によるスカイライン※の形成など、緑豊かな自然景観を構成している。
- 地形は東西の標高の高い山々から市域中部に向けて下っており、山裾は斜面樹林や緩やかな丘陵地の農村集落につながっている。ここでは、イグネ※のある落ち着いた散居村形態の農村風景や、序の口（門口）や長屋門のある民家形態の風景、黄海川下流域の田園風景などが、特徴的な里の原風景となっている。
- 市域中央部は平地になっており、東北一の大河北上川に東西の山々を流れる川が流れ込み、雄大な景観となっている。また、市街地北側には一関遊水地などの広大な農地があり、遠景にみえる山々を背景として広がりのある景観となっている。
- 山あいを流れる磐井川、砂鉄川は、厳美渓や猊鼻渓などの渓谷を形成しており、観光名所として人が集まる景観となっている。

《都市的景観》

平地部の市街地や幹線道路の沿道など、都市的な景観は以下のようない特徴がある。

- 一ノ関駅から中心市街地においては、歩道が整備され電柱地中化された通りなど、整備された都市景観となっているが、賑わいに乏しい部分がある。
- 幹線道路の沿道などをはじめとして各地に市街地が展開されており、沿道立地施設などの都市活動の景観を形成しているほか、市街地内に歴史的な建築物が残る街並みのある地区も存在する。
- 市街地の景観についても山並みや丘陵地を背景としており、釣山公園や石藏山、千厩館山公園、大籠キリスト教殉教公園などから市街地や里の風景が展望できる。
- 磐井川や千厩川などの河川が市街地内を流れており、潤いを与える川の風景となっている。

《歴史的景観》

本市は古くからの歴史があり、文化財などの歴史的景観が特徴となっている。

- 本寺地区の骨寺村莊園遺跡をはじめとする文化財や社寺、歴史的建築物等がある風景は、悠久の歴史を示す荘厳な景観となっている。
- 神楽や鹿踊りなどの伝統文化、室根神社特別大祭や大東大原水かけ祭りなどの祭りの景観は、背景となる山並みや里、街の風景とあいまって、賑わいのある景観や地域の歴史を表す特徴的な景観となっている。

《本市の景観資源の構成要素》

前述のような本市の景観を構成する要素として、「山」、「川」、「里」、「街」、「道・駅」、「歴史・文化」があげられる。ここでは、各構成要素を下記のとおりに区分し、景観資源の現状と特徴を整理する。

山の景観	<ul style="list-style-type: none">■ 山並みの景観■ 山から見渡す景観（視点場として）■ 山を活用した特徴的な資源の景観
川の景観	<ul style="list-style-type: none">■ 河川の流れの景観■ 渓流・渓谷・滝の景観■ 橋や河川公園などの景観
里の景観	<ul style="list-style-type: none">■ 田園農村の景観■ 里山や公園などの景観
街の景観	<ul style="list-style-type: none">■ 市街地、通りの景観■ 特徴的な建造物（歴史的建築物など）の景観■ その他人が集まる場（交流拠点）の景観
道・駅の景観	<ul style="list-style-type: none">■ 鉄道駅など玄関口の景観■ 道路の景観（沿道の景観、眺望（見通し）の景観）■ 旧街道沿いの景観
歴史・文化の景観	<ul style="list-style-type: none">■ 遺跡・史跡の景観■ 社寺仏閣の景観■ 無形民俗文化・交流イベントの景観■ 文化交流施設の景観



「山」の景観

【景観資源】

■ランドマーク*としての山々

- | | | | |
|-----------|------|-------|-------|
| ・須川岳、須川連峰 | ・矢越山 | ・烏鬼ヶ森 | ・高倉山 |
| ・室根山 | ・黄金山 | ・高鳥鬼山 | ・釣山 |
| ・蓬萊山 | ・觀音山 | ・自鏡山 | ・保呂羽山 |
| ・大森山 | ・新館山 | ・唐梅館山 | ・館ヶ森山 |
| ・東稻山 | ・石藏山 | ・中貝山 | など… |

■広大なパノラマ*景観の視点場

- | | |
|------------------|----------------|
| ・釣山公園からの一関市街地の眺望 | ・高倉山からの田園風景の眺望 |
| ・室根山・栗駒山から見渡す眺望 | ・館ヶ森山から見渡す眺望 |
| ・石藏山いこいの森から見渡す眺望 | など… |

■森林環境などを活用した景観

- | | |
|----------------------|------------|
| ・栗駒国定公園 | ・唐梅館総合公園 |
| ・室根高原県立自然公園 | ・石灰石の採掘場 |
| ・釣山公園 | ・大森山の見晴らし台 |
| ・アストロロマン大東、ふるさと分校 | ・石藏山いこいの森 |
| ・室根高原牧場 | ・ひこばえの森 |
| ・黄金山キャンプ場 | ・葉山の森 |
| ・飛ヶ森キャンプ場、森林公园（不動の泉） | など… |

【山の景観資源の特徴】

- 市内全域にわたって特徴的な景観資源としての山がある。
- 広域的な眺望対象として、一関・花泉・川崎からは須川岳が、大東・千厩・東山・室根・川崎・藤沢からは室根山がみえる。
- 山並みは景観の背景を構成しており、その山々は独立峰であるものが多く、美しい円錐型の山並み景観を創出し、地域のシンボルとなっている。
- 眺望対象としてだけでなく、山頂から見おろす雄大なパノラマ景観は観光資源としての価値も高い。また、室根山の天文台に代表される星空の景観や、釣山公園からの市街地の夜景など、美しい夜景を望む視点場ともなっている。
- 自鏡山—吾勝神楽、觀音山—舞草神社、室根山—室根神社など、単なる眺望景観の対象ではなく、信仰対象でもあり、密接に地域の生活文化に根ざしてきたのが本市の山々である。



釣山公園の桜（伊関）



石蔵山から望む室根山（川崎）



館ヶ森山からの眺望（藤沢）



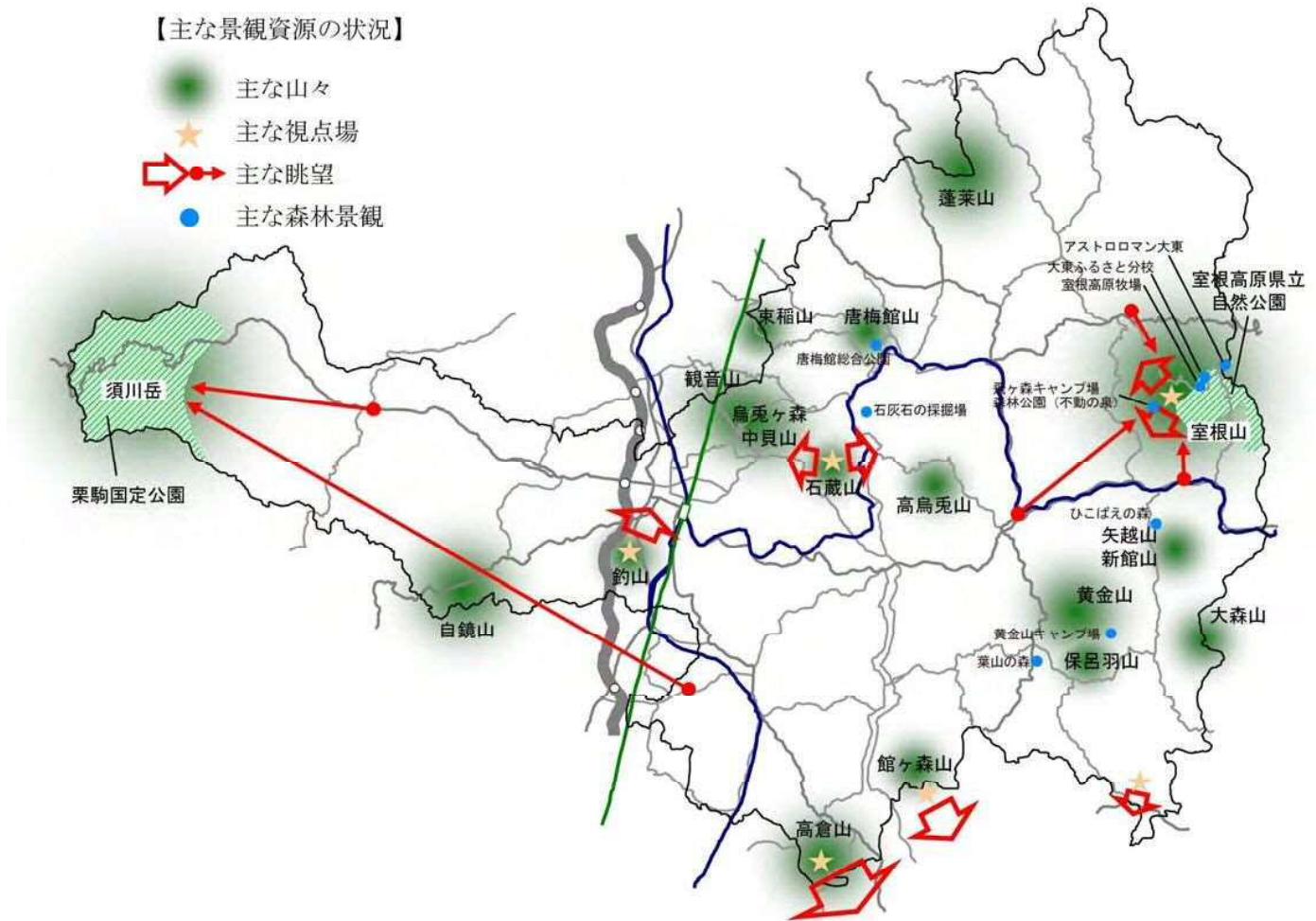
室根山から望む太平洋（室根）



整備された唐梅館総合公園（東山）

【主な景観資源の状況】

- 主な山々
- ★ 主な視点場
- ➡ 主な眺望
- 主な森林景観





「川」の景観

【景観資源】

■河川の景観

- | | | | |
|-------|-------|-------|--------|
| ・ 北上川 | ・ 番台川 | ・ 曽慶川 | ・ 大平川 |
| ・ 磐井川 | ・ 金流川 | ・ 千厩川 | ・ 黄海川 |
| ・ 久保川 | ・ 有馬川 | ・ 山谷川 | ・ 砂子田川 |
| ・ 吸川 | ・ 砂鉄川 | ・ 大川 | |
| ・ 栃倉川 | ・ 猿沢川 | ・ 津谷川 | など… |

■渓谷・渓流・滝の景観

- | | | |
|-----------|---------------|--------|
| ・ 厳美渓 | ・ 樋ノ口の滝 | ・ 滑岩渓流 |
| ・ 刈生沢川の渓流 | ・ 藤壺の滝（矢ノ森八景） | ・ 小黒滝 |
| ・ 霜後の滝 | ・ 猫鼻渓 | ・ 湯王の滝 |
| | | など… |

■河川と融合した景観

- | | | |
|---|---------------|---------|
| ・ 長者滝橋 | ・ 北上大橋 | ・ 花藤橋 |
| ・ 金流川河川公園 | ・ J R 横石鉄橋と岩礁 | ・ 相川ダム |
| ・ 千石河川公園 | ・ 矢びつダム | ・ 千松ダム |
| ・ 遊水地記念公園 | ・ I ポート | ・ 金越沢ダム |
| ・ 田茂木川河川公園 | ・ 北上川橋 | |
| ・ 砂鉄川の鮎釣り、石磨き、たたら製鉄 | | |
| ・ 砂鉄川や津谷川のサケの放流、かつかの棲む里、ホタルの里、風呂川のゲンジボタル生息地 | など… | |

【川の景観資源の特徴】

- 市内各所に様々な景観を持つ川が流れしており、その多くは北上川の支流である。
- 行政面積の大きい本市では、同一河川の源流から最下流までが市内にあるものが多く、同じ河川であっても、周辺の環境と相まって様々な景観を形成している。
- 磐井川と北上川が合流する一関地域では、広大な一関遊水地が確保されており、屈曲する北上川・磐井川の景観と相まって、市街地近郊での広がりのある景観が残されている。
- 中心市街地周辺を流れる磐井川等は、桜並木や河畔緑地などにより、うるおいある景観を形成しており、住民の交流の場ともなっている。
- 砂鉄川、千厩川が北上川に注ぐ川崎地域の合流部では、北上大橋とともに、壮大な自然景観を形成している。
- 藤沢地域の相川ダム、千松ダム、金越沢ダムでは、周辺を散策できる歩道や休憩施設などが整備されており、周辺景観を楽しむことができる。
- 上述の砂鉄川や津谷川の取り組みのほか、猿沢川のスイセンや曾慶川のレンギョウ等の植栽など、地域が主体となり、河川の景観づくりに取り組んでいる事例が多くある。また、花火大会や北上川流域交流Eボート大会など、川をテーマとしたイベント・祭りも多く開催されており、川が交流の場ともなっている。



【主な景観資源の状況】

■ 主な河川

● 主な渓谷、溪流、滝など

○ 河川と融合した景観





「里」の景観

【景観資源】

■心安らぐ田園農村風景

- ・ 本寺の農村景観
- ・ 花泉の水田と丘陵地風景
- ・ 金流川沿いに広がる田園風景
- ・ イグネ^{*}に囲まれた農村集落、山間集落
- ・ 蓬萊山、室根山等からみたパノラマ^{*}景観
- ・ 大東の菜の花が広がる農村風景
- ・ 橋館公園
- ・ 奥玉のみはらしの丘
- ・ 序の口（門口）や長屋門のある民家形態の風景
- ・ 室根の茅葺き屋根のある農家のたたずまい
- ・ 黄海川下流域の田園風景
- ・ 大籠茅葺き屋根群

など…

■緑豊かな里の景観

- ・ 蘭梅山、いこいの森
- ・ 一閑遊水地
- ・ 照井堰・大江堰
- ・ みちのくあじさい園
- ・ 花泉の溜池（蒲沢、悪法師等）
- ・ 紫館公園の桜
- ・ ケーエムエフ（株）花泉工場
- ・ 清水公園と花立泉
- ・ 花と泉の公園
- ・ 須川パイロットりんご園
- ・ 大東山吹地区の棚田
- ・ 山百合の丘
- ・ 清田 13 区ふれあい花壇
- ・ 神中の桂
- ・ 種蒔桜
- ・ 迦陵頻伽の丘
- ・ 大清水
- ・ 水車村
- ・ 川崎のクロメダカ生息地
- ・ 館ヶ森アーク牧場
- ・ 館ヶ森牧野
- ・ 保呂羽山の麓

など…

【里の景観資源の特徴】

- 水田が広がるなかで、イグネに囲まれた散居村形態の農家集落や、里山を背景とした農家住宅のたたずまいなどが、本市の特徴的な里の風景となっている。
- 一閑遊水地に代表される広大な水田景観や、地域の地形を活用した棚田や果樹園などの特徴的な農地の景観、はせ掛けやはんによなどの昔ながらの農村の景観が見られる。
- 本寺地区は、14世紀に描かれた骨寺村絵図に因んだ農村の姿が残されている地区であり、里の原風景として貴重であるだけでなく、世界遺産登録を目指しており、文化的価値の非常に高い景観である。
- 黄海川沿いの低地部には水田を中心とする田園風景が広がっており、丘陵地には畑や果樹園を中心とする風景が見られる。
- 全市的な取り組みとして、花いっぱい運動を進めており、清田 13 区ふれあい花壇など、集落やその近辺において花木の植栽などの取り組みが進んでいる。



【主な景観資源の状況】





「街」の景観

【景観資源】

■特徴的な街並み景観

- ・ 大町通り
 - ・ 地主町通り
 - ・ 中街通り
 - ・ 花泉駅周辺商店街
 - ・ 花泉金沢の屋号行灯のある街並み
 - ・ 摺沢駅周辺地区
 - ・ 蔵のある街並み（大原・松川等）
 - ・ 千厩町大光寺参道前のケヤキ並木
 - ・ 東山町長坂・松川地区（土蔵の街並み）
 - ・ 折壁の商店街
 - ・ 川崎町諏訪前地区の旧宿場町
 - ・ 郊外の住宅団地
 - ・ 藤沢の商店街
 - ・ 二日町の街並み
 - ・ 藤沢の縄文土器モニュメント
- など…

■街なかの特徴的な建造物

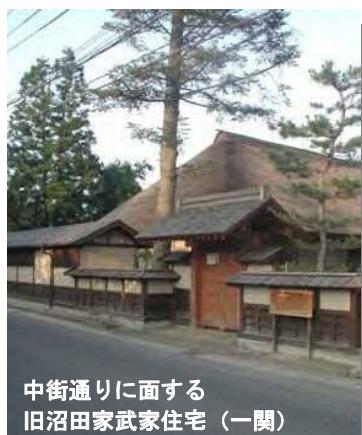
- ・ 世嬉の一酒の民俗博物館
 - ・ 旧沼田家武家住宅
 - ・ 一関市街地内の教会
 - ・ 千厩酒のくら交流施設
 - ・ 千厩街角資料館
 - ・ 三菱マテリアル岩手セメント工場
- など…

■公園等

- ・ 浦しま公園
 - ・ 千厩館山公園
 - ・ 室根きらめきパーク
- など…

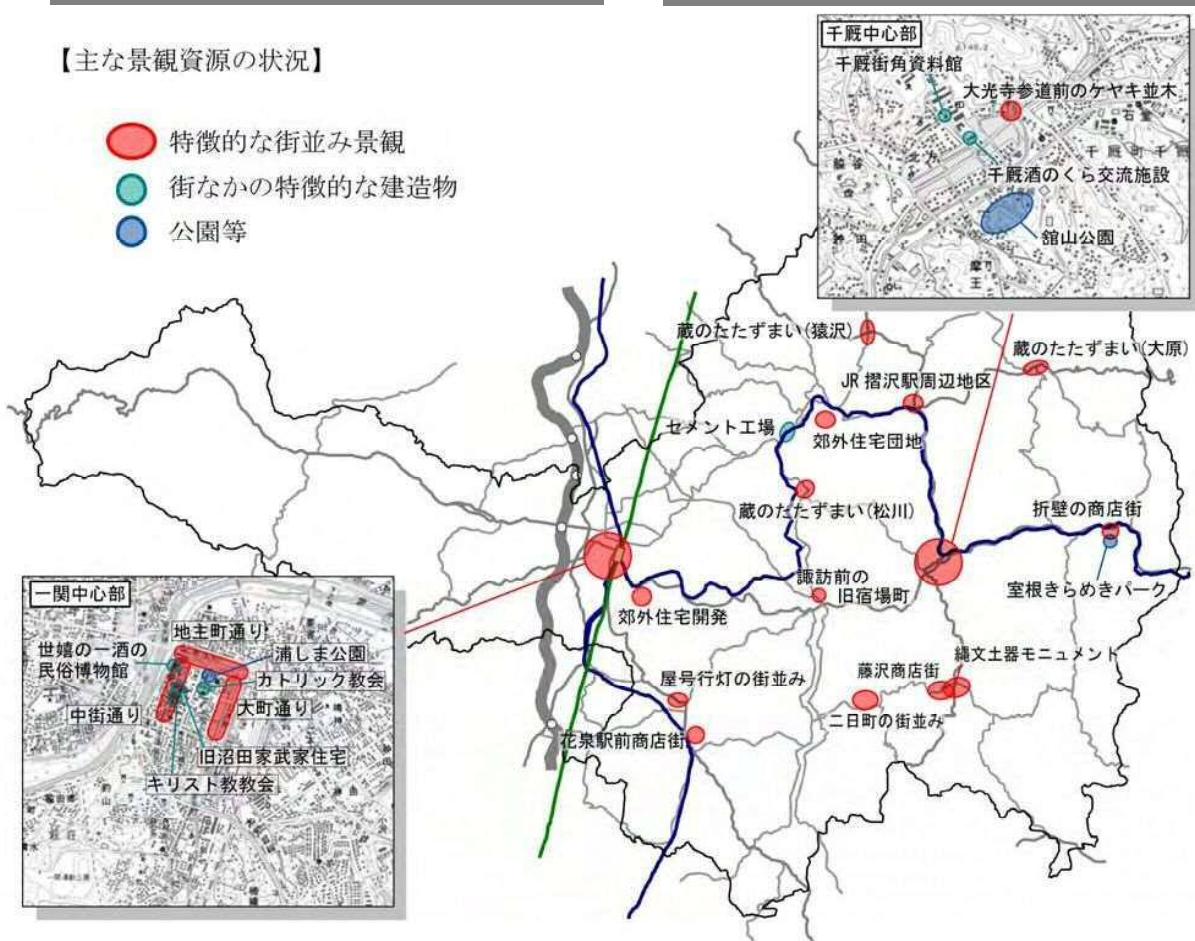
【街の景観資源の特徴】

- 中心商業地や各地域の商店街などは沈滞化の傾向にあり、空き店舗なども見受けられる。
- 本市の歴史を物語る「蔵造り」の民家がところどころに残されているが、まとまって残っている地区は少なく、保存状態もまちまちとなっている。一方で、酒の民俗博物館や蔵の広場、千厩酒のくら交流施設など、蔵のある特徴的な建造物を活用した地域活性化の取り組みが進められている。
- 街なかには歴史的な和風建築や教会などの洋風建築、昔の官公庁施設（葉煙草専売所等）などの特徴的な建造物が残されている。
- 一関地域では、無電柱化した駅前や大町商店街、旧沼田家武家住宅や酒の民俗博物館、日本基督教団一関教会など、歴史的建築物が建ち並ぶ中街、歩道の修景整備がされた地主町商店街など、特徴的な通りがある。
- 大東町大原の蔵のある街並みや、屋号行灯の花泉町金沢の街並みは、それぞれ大東大原水かけ祭り、金沢八幡神社大名行列などの祭り景観の背景ともなっている。その他、一関夏祭り、摺沢水晶あんどん祭り、花泉互市、千厩夜市などについても、同様に、街並みを背景とした祭り景観が創出されている。
- 藤沢地域の黄海二日町では伝統的な様式を残した建造物が見られる。



【主な景観資源の状況】

- 特徴的な街並み景観
- 街なかの特徴的な建造物
- 公園等





「道・駅」の景観

【景観資源】

■都市・地域の玄関口となる景観

- ・ 一ノ関駅
 - ・ 花泉駅
 - ・ 猥鼻渓駅
 - ・ 摺沢駅
 - ・ 千厩駅
 - ・ 折壁駅
 - ・ 一関インターチェンジ
- など…

■特徴的な道の景観

- ・ 国道 4 号（沿道店舗の立地）
 - ・ 国道 342 号（厳美街道）
 - ・ 国道 343 号（大森峠の花壇）
 - ・ 国道 343 号ループ橋
 - ・ 猿沢スイセンロード（国道 343 号、456 号）
 - ・ 国道 284 号（千厩の花いっぱい運動）
 - ・ 国道 284 号（薄衣バイパス）
 - ・ 小梨の広域農道と農村景観
 - ・ 道の駅（厳美渓、かわさき）
 - ・ まちの駅「新町 jaja 馬プラザ」、「ゆっくら」
- など…

■旧街道沿いの景観

- ・ 迫街道一里塚
 - ・ 猿跳古道
 - ・ 国道 342 号（一関街道）沿いの嘉栄松、明治松
 - ・ 街道沿いの景観、おくのほそ道ゆかりの景観
 - ・ 茅葺き屋根が点在する道路（県道藤沢大籠線）
- など…

【道・駅の景観資源の特徴】

- 玄関口となる鉄道駅の景観については、駅前商店街などの沈滞化にともなって、地域の玄関口・顔としての魅力に乏しいものが多くなっている。また、駅から観光地などへの案内表示についても不十分な駅が多い。
- 一関インターチェンジは、岩手県最南端のインターチェンジであり、本市ならびに周辺地域の玄関口となっている。
- 道路からの見通し景観として、本市では、須川岳を見通し景観にもつ国道 342 号（厳美街道）と、室根山を見通し景観にもつ国道 284 号（気仙沼街道）が特徴的となっている。道路からの沿道景観としては、市街地の都市的な景観から、山並みや里の風景が見渡せる自然景観まで、変化のある多様な景観を感じることが出来る。
- 国道 4 号の市街地部の沿道には大規模店舗やサービス施設が立地し、高い利便性の反面、屋外広告物も多く建てられており、雑然とした沿道景観となっている。
- かつて、奥州街道、一関街道、迫街道、気仙沼街道、今泉街道、厳美街道などの旧街道が市内を通っており、沿道には石碑や嘉栄松、明治松等の松並木など、歴史的な名残がみられる。
- おくのほそ道行程の一部として、そのゆかりの景観などを残している地区も多く、市道金沢線・岩ヶ崎線は芭蕉行脚の道として、日本の道百選に選定されている。



【主な景観資源の状況】





「歴史・文化」の景観

【景観資源】

■史跡・遺跡の景観

- ・ 一関城本丸跡
- ・ 骨寺村莊園遺跡
- ・ 杉山古墳群
- ・ 貝鳥貝塚
- ・ 千葉胤秀旧宅
- ・ 奥州三十三観音靈場
- ・ 宝寺院山門
- ・ 大原山吹城址
- ・ 幽玄洞
- ・ 菅原道真公夫人の墓
- ・ 室根山三十三観音
- ・ 薄衣の笠松
- ・ 布佐洞窟遺跡
- ・ 色の御前滝
- ・ 薄衣城跡
- ・ 建長の碑
- ・ 河崎の柵擬定地
- ・ 村上家住宅
- ・ 相ノ沢遺跡
- ・ 十文字遺跡
- ・ 黄海の戦い古戦場跡
- ・ 大籠キリストン殉教公園
- ・ 大籠カトリック教会
- など…

■社寺仏閣の景観

- ・ 懐草神社
- ・ 配志和神社
- ・ 願成寺
- ・ 興田神社
- ・ 祥雲寺
- ・ 三島神社
- ・ 長昌寺
- ・ 宗松寺参道並木
- ・ 室根神社
- ・ 南流神社
- ・ 安楽寺（菅秀才精霊塔）
- ・ 桜森神社
- ・ 保呂羽神社
- ・ 藤勢寺
- など…

■無形民俗文化、交流イベントの景観

- ・ 南部神楽
- ・ 舞川鹿子躍
- ・ 瑞山神楽〆切舞
- ・ 一関夏祭り
- ・ 花泉夏祭り（日本一のもちつき大会）
- ・ 花泉互市
- ・ ぼたん・しゃくやく祭り
- ・ 金沢八幡神社大名行列
- ・ 大門神楽
- ・ 大東大原水かけ祭り
- ・ 峰山伏神楽
- ・ 行山流鹿踊り
- ・ 千厩夜市
- ・ 黄金太鼓
- ・ 清田田植え踊り
- ・ 花貫伊勢神楽
- ・ 若水送り
- ・ 唐梅館絵巻
- ・ 全日本モトクロス選手権
- ・ 室根神社特別大祭（マツリバ行事）
- ・ 折壁鹿踊り
- ・ 浜横沢神楽
- ・ 布佐神楽
- ・ 天王祭とお鳩取り
- ・ かわさき夏祭り花火大会
- ・ 北上川流域交流Eボート大会
- ・ 長徳寺蘇民祭
- ・ 野焼祭
- など…

【歴史・文化の景観資源の特徴】

- 奥州藤原氏や伊達政宗などの治世下にあった歴史を持つ本市では、数多くの歴史的・文化的価値の高い資源が残されており、それらは、地域との深い関わりや独自の「いわれ・由緒」を持っている。
- 藤沢には大籠キリストン殉教公園や大籠カトリック教会など、大籠キリストンの布教と殉教の歴史を後世に伝える場所が整備されている。
- 無形民俗文化については、神楽や鹿踊りなどの伝統的な郷土芸能が数多く地域に根付いており、保存・継承が進められている。また、神事や祭りから、近年の交流イベントまで多岐にわたった活動が行われており、周辺の自然景観や里の景観と相まって独特の景観を創出している。
- 気仙沼街道や今泉街道など旧街道沿いには、当時の名残を残す史跡や遺跡などが残されているが、景観形成に活用しきれていない資源が多い。



【主な景観資源の状況】

- 主な史跡・遺跡
- 主な社寺仏閣
- 主な無形民俗文化、交流イベント



2－3 住民主体によるこれまでの取り組み

本市では、各地域で様々な景観づくり活動、地域づくり活動の取り組みが実施されている。

本市の景観づくりは、地域住民を主体とした各地域の取り組みにより支えられている。

これまでに実施されてきた取り組み事例を、景観構成要素ごとに「資料編」に掲載する。



弓手川結いネットワークが主催する
「千厩川元気再生大作戦」によるゴミ拾い（千厩）



竹野下自治会による林道沿道の粗大ゴミ回収（室根）



愛宕花相撲保存会が伝承する
愛宕神社境内で開催される赤ちゃん相撲大会（千厩）



NPO法人北上川サポート協会が主催する
「ほたる探偵団 2008」での川の生き物観察（川崎）



1990年当時1万2千の町民と町内43自治会が石を持ち
寄り造った住民自治のシンボル「希望のケルン」（藤沢）

景観計画

一関市

第3章 景観まちづくりの課題

3章. 景観まちづくりの課題

3-1 景観まちづくりの課題の整理

全体としての課題

- 美しい自然景観や地域固有の文化や歴史など、次世代へ継承すべき貴重な地域資源を維持・保全する必要がある。
- 市街地整備や道路などの公共整備にあわせ、重要な景観要素のデザイン化や地域の個性を生かした整備を行い、魅力ある景観形成を創出する必要がある。
- 住民一人ひとりが郷土愛や豊かな心を育むことができるよう、各地域でこれまで進めてきた取り組みを大切にしつつ、地域の特徴を生かした景観の保全・誘導や、個性的な景観を生かした魅力あるまちづくりを進める必要がある。
- 住民、事業者、行政などが景観まちづくり※における共通認識を持ち、協働で取り組んでいくことが必要である。

「山」の景観の課題

- 全ての地域の景観の背景となり、ランドマーク※となっている本市の山々の豊かな自然環境を守り、山並み景観の保全・活用を図る必要がある。
- 山頂や山腹から広がりのある景観を見晴らせる視点場があるが、アクセスや案内の整備が必要なところや、高倉山や東稲山などのように周囲の樹林の生育により眺望が悪くなっているところが多い。
- 現在、須川岳が栗駒国定公園、室根山が室根高原県立自然公園、蓬萊山が自然環境保全地域に指定されているほか、蘭梅山周辺が県条例による環境緑地保全地域に指定されており、これらの指定の維持が必要である。
- 景観を構成している山林の中にはスギやマツといった針葉樹の人工林が多くを占めているため、やや単調な植生状況の地域もある。
- 倒木の放置やゴミ等の不法投棄などがみられる山林もある。
- ひこばえの森の植樹祭など、地域住民が主体となって山林の保全・育成に取り組んでいる地域があり、このような取り組みを継続・拡大させていく必要がある。
- 樹木の伐採や土砂採取等による山肌の露出、アンテナ等工作物の設置などの行為については、良好な山並み景観との調和への配慮に努める必要がある。
- 現在、自然公園や自然環境保全地域、保安林などが指定されている地区以外では、開発等の増加に伴う山林・樹木など緑の景観の喪失が危惧される。
- 山間地などにある既存施設は、自然体験や野外活動を通じ、青少年の健全育成の場として維持管理と運営を行う。

「川」の景観の課題

- 河川改修などにおいては、既存の景観の保持や新たな親水空間の創出に努める必要がある。
- 犀鼻渓・巖美渓周辺の観光施設や広告物の景観については、渓谷の自然景観との調和への配慮が十分とはいえない状況となっている。
- 特徴的な滝や溪流・渓谷などの景観を保全するとともに、観光資源として活用を図るための周辺整備や周知を行う必要がある。
- ゴミのポイ捨てや不法投棄の根絶に努めるとともに、清掃活動の促進、河岸の植栽や桜並木等の保全、サケ・アユ・ヤマメの放流など河川愛護活動の活性化について、地域住民と市が協力して取り組んでいく必要がある。
- 河川の水量の確保に努め、自然に近い河川環境を整備するなど、豊富な生態系の住処として、ハクチョウやカモなどがいつまでも訪れる魅力的な河川環境の保全・創出に努めることが必要である。

「里」の景観の課題

- 本市の農村景観の特徴である本寺地区に代表されるイグネ※のある落ち着いた散居村形態の農村風景や、序の口（門口）や長屋門のある農村景観を維持していく必要がある。
- 里山や花泉地域の美しい溜池、用水路を兼ねる小川など、安らぎとのどかさを感じさせる自然景観を保全・活用することが必要である。
- 花木の保全や植栽など、地域で取り組む環境美化活動の継続・活性化を図るとともに、このような取り組みを生かした魅力ある里づくりを進めることが必要である。
- 里山へのゴミの不法投棄など、環境上・景観上問題となる行為を根絶することが必要である。
- 耕作放棄地の解消や、農業用施設の維持・管理を進めることにより、農地の適正な保全・管理を図ることが必要である。
- 農業基盤整備に伴って地域の伝統的な農村景観が損なわれないよう配慮する必要がある。
- イグネや鎮守の森を適正に管理し、保全することが必要である。
- 里の景観を保全するためには、職場の創出を促進し、定住化を図ることが必要である。
- 田園風景は、広大な風景を一望できることが魅力であり、展望公園等の視点場から眺望できる視界内には工作物等を規制することが必要である。
- 工場などの大規模建築物等の立地においては、周辺景観との調和に配慮する必要がある。

「街」の景観の課題

- 中東北の拠点都市としてふさわしい活力ある都市景観の創出、世界遺産登録をめざしている都市として、観光客や来訪者を迎えるにふさわしい景観づくりを進める必要がある。
- 各地域の商店街や市街地には空き家や廃屋がみられ、景観面だけでなく、防犯面などでも問題となっている。
- 気仙沼街道や今泉街道などの旧街道沿いの蔵造りの建築物や二日町の伝統的な様式の建造物など、歴史的に価値のある景観資源が残っており、これらの保全・活用が必要である。
- 活力ある景観の創出のためには、観光客や来訪者、地域住民など、多くの人が行きかい、街なかが賑わう空間・景観づくりが必要である。また、すべての人が安心して歩けるユニバーサルデザイン※に配慮したまちづくりが必要である。
- 魅力ある街並みを形成するために、建築物の形態や色彩など、周辺との調和を図ることが必要である。
- 潤いある街なか景観の創出のため、公園や緑地の保全を図るとともに、生け垣やガーデニングなど個々の宅地の緑化を促進することが必要である。
- 屋外広告物や案内標識は、周辺の景観と調和していないものも見受けられ、改善や適切な誘導が必要である。
- 街なかにある公共施設については、先導的に景観形成を図ることが必要である。

「道・駅」の景観の課題

- 道路から眺める山並み等の眺望景観の保全、自然景観と沿道景観の調和に配慮することが必要である。
- 一ノ関駅周辺や一関インターチェンジの周辺は、本市の玄関口であり、景観上の配慮や調和が十分とはいえない状況となっており、来訪者に対する景観上の魅力も不足している。
- 市街地における沿道立地施設や、看板などの屋外広告物が沿道景観と調和するよう誘導していく必要がある。
- バイパス整備などの道路整備にあわせ橋梁や道路案内標識、道路付帯施設等の美化及び形状・色彩等の修景化により周辺景観との調和を図る必要がある。
- 芭蕉行脚の道などの歴史的な街道の保全・整備や、街路樹の保全・管理、花いっぱい運動の展開などにより、沿道景観の整備を図る必要がある。
- 景勝地・名勝等へのアクセス道路を整備するとともに、新たな観光ルートを開発し、周辺景観と調和した案内板等の設置を進める必要がある。
- 来訪者の利便性・快適性に配慮して、ユニバーサルデザインのまちづくりを図ることが必要である。

- 中街通りのような歴史的な通りの通過交通を抑制するなど、道路の性格に合わせた誘導が必要である。

「歴史文化」の景観の課題

- 将来にわたって、本寺地区の重要文化的景観の保全を継続する必要がある。
- 史跡などの歴史文化資源を保全するとともに、地域の活性化などに生かしていく必要がある。また、歴史文化資源と周辺地区の調和や、維持・管理などの取り組みを進めることが必要である。
- 本市にゆかりのある先人達（菅原道真、伊達政宗、松尾芭蕉、芦東山、建部清庵、菅江真澄、千葉胤秀、大槻三賢人、閑養軒、阿部美樹志、宮沢賢治、歴代藩主など）の顕在化を図り、地域の活性化などに生かしていくことが必要である。
- 放置・荒廃している史跡などの歴史文化資源について、地域住民と行政が協力して保全・管理をすることが必要である。また、歴史文化資源の掘り起こしや活用を図ることが必要である。
- 周辺景観に調和した案内板の設置や、「いわれ・由緒」の紹介など、観光客への配慮が必要である。
- 室根神社特別大祭や大東大原水かけ祭り、長徳寺蘇民祭などの祭りやイベントの景観については、街並みとの調和や賑わいの向上を図る必要がある。
- 新旧の景観の調和に配慮し、古いものを大切にしつつ、新たな景観を創造する景観まちづくり※を進める必要がある。

景観まちづくりの推進に向けての課題

- 花いっぱい運動などの緑化の取り組みや、特徴ある里づくりの取り組みなどは進んでいるものの、住民が主体的に景観まちづくりに取り組む意識や、景観に配慮するためのルールづくりに対する理解は相対的に十分であるとは言い難い状況となっている。
- 行政として限られた財源をもとに景観づくりをすすめるためには、地域が積極的かつ継続的に景観まちづくりを取り組むことができるよう行政支援の検討や、推進に向けた組織体制づくりをN P O※などとの協働を視野に検討する必要がある。
- 地域の景観まちづくりへの参加・取り組みを活性化させるため、意識啓発活動や参加機会の拡充などを進めることが必要である。また、地域の取り組みを全市に広げるため、地域活動の活性化やネットワークを進めることが重要である。
- 今後の景観づくりを担う子どもたちに、米づくりや川遊びなどの実体験を通じ、自然とふれあい、原風景を意識させることで、豊かな心や景観を大切にする心を育むことができるような景観教育の導入や地域活動の促進により、

一関の原風景を喪失させない取り組みを行うことが必要である。

一関市

景観計画

第4章 将来像

4章. 将来像

4-1 景観まちづくりの将来像

本市の景観まちづくり※の特徴や課題を踏まえ、将来像を次のように定める。



■「守る」：自然景観の保全・活用

景観まちづくりの現状と課題を踏まえると、本市の景観まちづくりにおいては、須川岳や室根山、北上川などをはじめ、各地域固有の身近な自然景観の素晴らしさが最も大きな特徴となっている。また、里山や棚田をはじめとした水田や畑などを背景とした特徴的な民家形態を有する農村景観についても、落ち着きや安らぎを感じることのできる風景景観として本市を特徴づける重要な景観要素となっている。

このような自然景観、農村景観を、それぞれの地域が有する由緒や歴史性・文化性を損なうことなく維持・保全し、また、活用していくことが必要である。

■「創る」：活力ある都市景観の創造

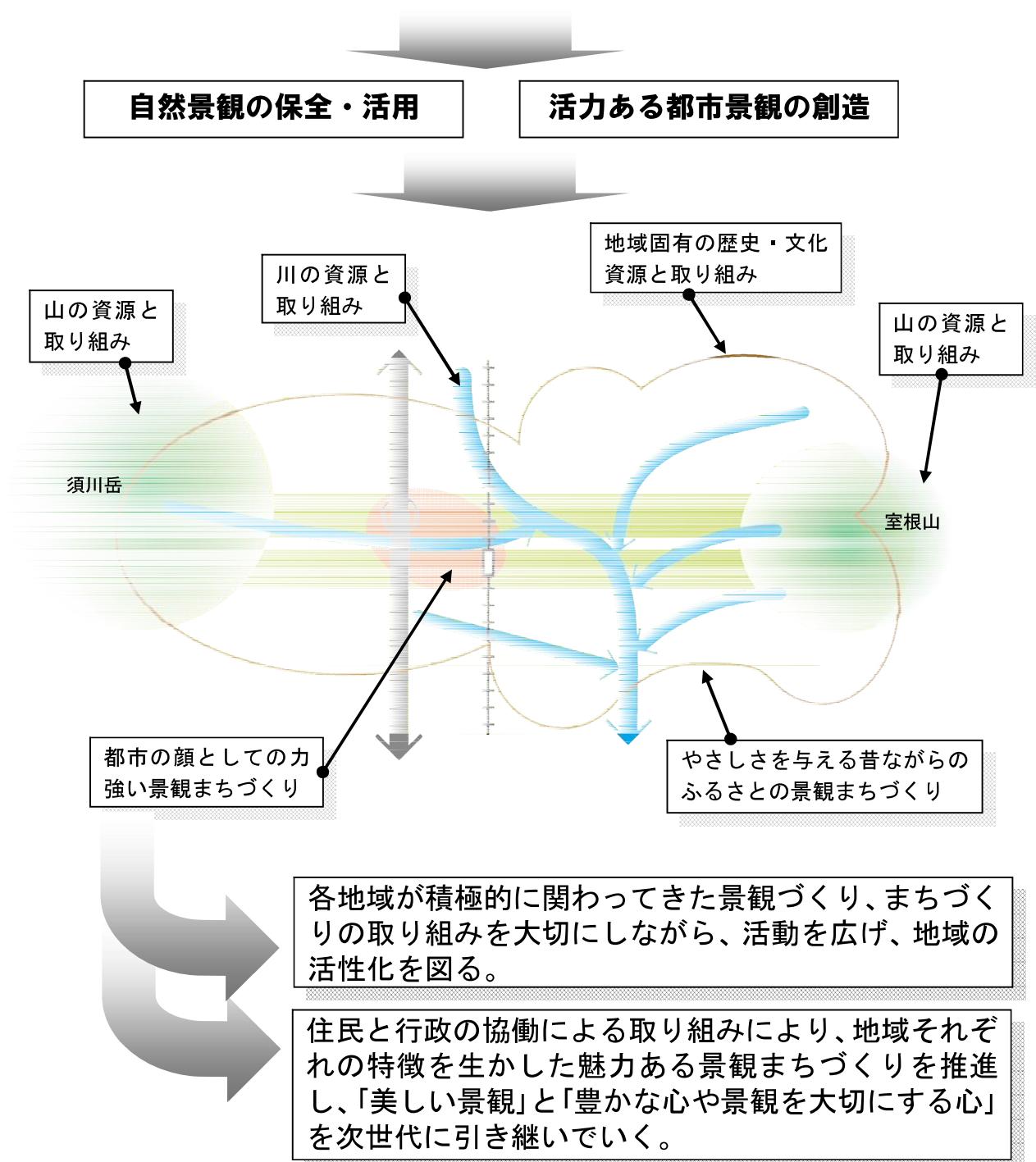
一ノ関駅周辺や各地域の市街地など、住民の不満が高い都市景観については、市街地整備や活性化方策などとあわせて、一定のルールのもとに、自然景観や農村景観との調和に配慮しながら、地域のもつ歴史性・文化性を取り入れた新たな景観を創出していくことが必要である。

■「未来へ引き継ぐ」：協働の取り組みによる一体感の醸成

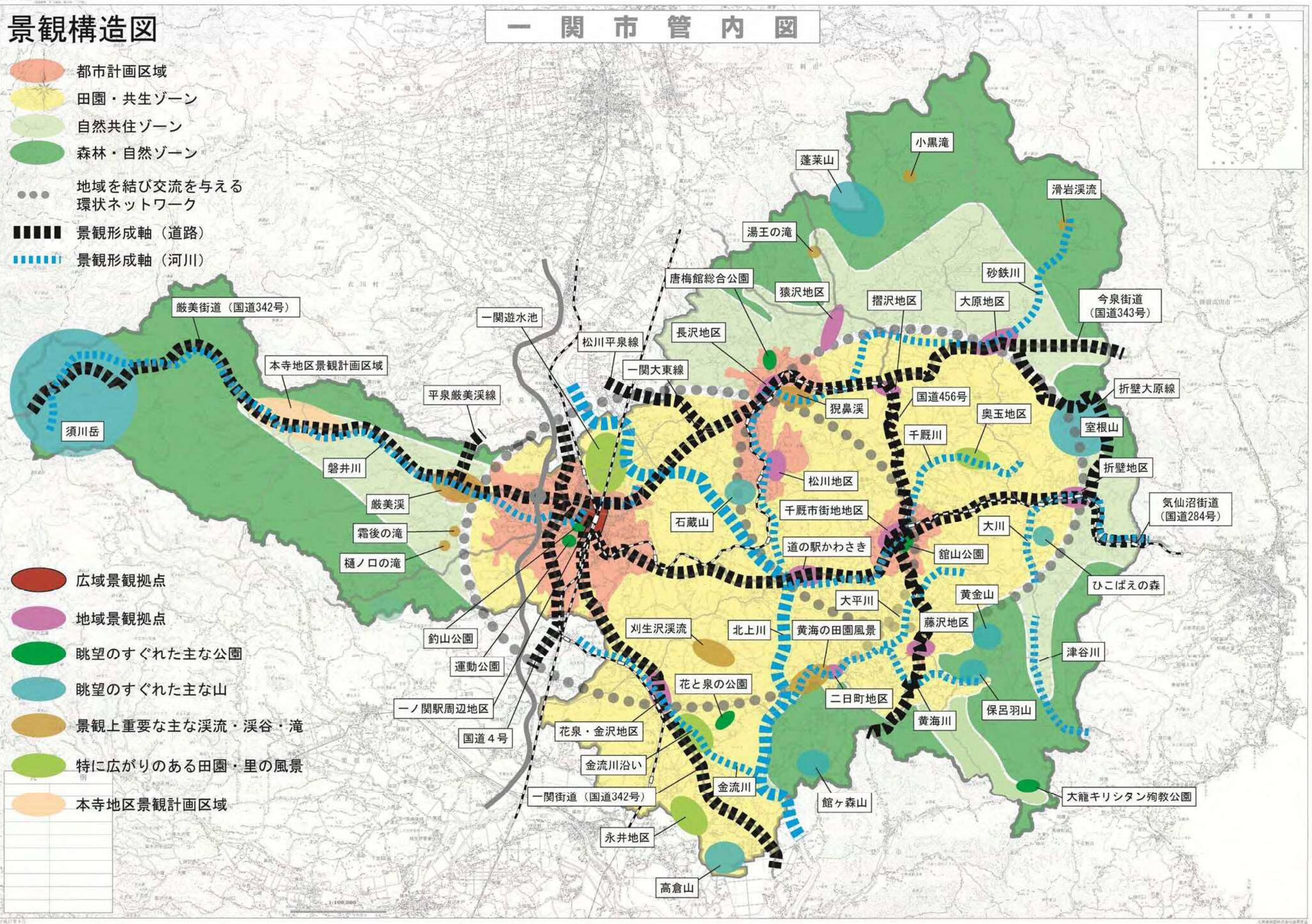
景観づくりにおいては、これまで各地域で積極的に取り組んできた景観づくりやまちづくりの取り組みを大切にしていくとともに、今後は法令等による景観の保全や規制・誘導方策を含め、住民と行政、企業などが協働で考え、活動し、景観形成における取り組みを広げていくことで、住民意識の向上を図り、一関の美しい景観と豊かな心や景観を大切にする心を次世代に引き継いでいくことが重要である。

(将来像のイメージの展開)

みんなで守り、創り 未来へ引き継ぐ 魅力ある景観まちづくり



これらの達成をめざす。



一関市

景観計画

第5章 基本方針

5章. 基本方針

基本方針の展開イメージ

景観まちづくりの将来像

みんなで守り、創り 未来へ引き継ぐ 魅力ある景観まちづくり

5-1 景観まちづくりの基本目標

一人ひとりが誇りをもって参加できる協働の景観まちづくり

水と緑の恵みを生かす景観まちづくり

地域の個性ある景観を守り育て、つくり、生かす景観まちづくり

一関地域 「活力ある都市と自然・歴史文化が調和する広域拠点の景観づくり」

花泉地域 「花と泉の潤いと活力みなぎる田園の景観づくり」

大東地域 「蔵街道と祭りの映える室蓬讓水の里の景観づくり」

千厩地域 「街道と歴史・自然が調和する交流拠点の景観づくり」

東山地域 「自然の恵みと文化が調和する観光拠点の景観づくり」

室根地域 「室根山と祭りの映える安らぎのある里の景観づくり」

川崎地域 「川の恵みと歴史が調和するふるさとの景観づくり」

藤沢地域 「豊かな自然を守り原風景を活かした縄文の景観づくり」

中東北の拠点都市としての魅力と活力のある景観まちづくり

5－1 景観まちづくりの基本目標

一人ひとりが誇りをもって参加できる協働の景観まちづくり

●住民一人ひとりが地域への愛着と誇りを持ちつつ、主体的・継続的に取り組む景観まちづくりの推進

景観は、個々の山々や構造物をばらばらに眺めるものではなく、自然や人工物、人々の営みが混じり合い、地域をトータルにとらえた認識像である。このため、普通の街並みにおいても、周辺の清掃や花壇を連ねるなどの取り組み一つで美しい景観を形成することとなる。そのような景観は、そこに住む人々の「想い」や「考え」を反映して構築されるものである。

また、景観は、地域に積み重ねられた歴史や文化、風土を踏まえつつ、継続的な維持・管理に取り組み、後世に伝え残していくべきものである。そのためには、地域住民の方々の活動や取り組みが非常に重要な役割を担つてくることから、まちの主役である住民一人ひとりが地域への愛着と誇りを持ちながら主体的・継続的に取り組むことが出来る景観まちづくりを推進する。

●住民と行政の取り組みを連携させた協働の景観まちづくりの実現

景観づくり、まちづくりの実現化にあたっては、維持・保全の取り組みだけでなく、景觀整備や法令等による規制誘導もあわせて必要となる場合がある。そのため、住民と行政がそれぞれの役割と責任を担いながら協働で景観まちづくりを進める。

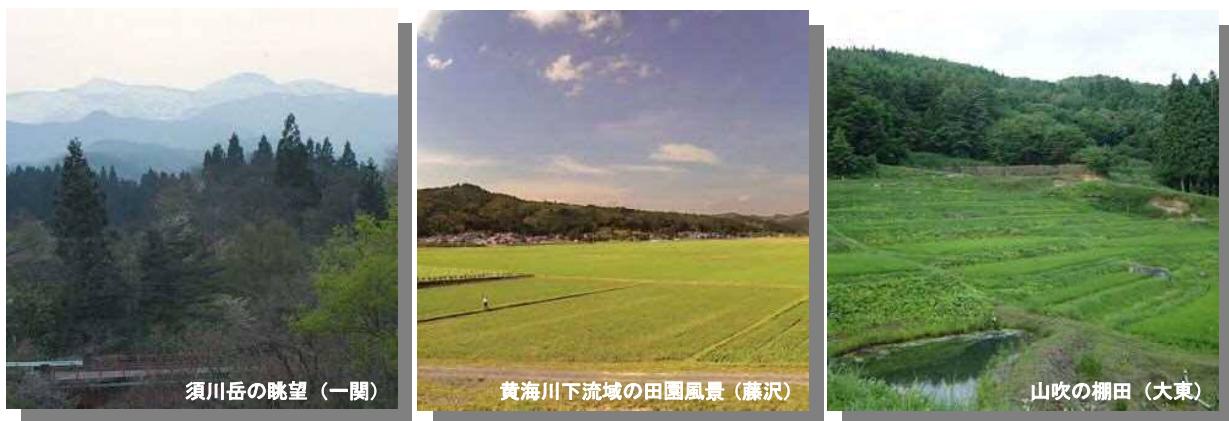


水と緑の恵みを生かす景観まちづくり

●水と緑の保全と適正な維持・管理を図り、次世代へ継承する

本市は東北一の大河である北上川をはじめ、磐井川、砂鉄川、黄海川など地域によって様々な表情をみせる河川などの水の恵みと、須川岳や室根山に代表される山並み、本寺地区の農村風景や山吹の棚田などの田園風景などの緑の恵みの恩恵を受けている。

これらの自然景観や一閑の原風景である田園景観など、それぞれの有する由緒や歴史性・文化性を損なうことなく保全するほか、適正な維持・管理を図り、次世代へ継承する。



●山並み景観の保全と眺望の視点場の保全を図る

観音山、高倉山、黄金山、唐梅館山、石藏山、蓬莱山、館ヶ森山など、地域に身近な山々が数多くあり、それぞれが個性的な眺望対象となって、市街地や河川の背景・眺望景観を形成している。また、これらの身近な山々は市街地や農村・田園景観や河川などのパノラマ※景観を展望できる視点場ともなっている。

このような眺望景観としての山並み景観の保全と、山々からの眺望の視点場の保全を図る。



●地域活動を通じた自然景観の保全・再生と活用

本市の河川は、地域の生活文化に非常に密着しており、清流保護の活動や、モクズガニ、サケ、アユやホタルなどの生態系保全の活動、護岸への花木の植栽などを通じた地域づくり活動など様々な地域活動の場となっており、そのような活動を通じて、景観の保全に関して地元が積極的に関わっている。

一方、里山などでは地場の木材需要の低下や価格の下落などにより手入れが放棄され、生態系や植生などに悪影響が出ている場所も少なくないほか、農村景観では耕作されずに荒れ果てた田畠が、美しい農村景観の阻害要因として住民アンケートでもあげられており、今後の維持・管理が必要とされる。

このようなことから、現在行われている自然を生かした取組みを継続するほか、これらの取り組みを広げていくことで、貴重な自然景観の保全・再生と、取り組みを通じた環境学習の場としての活用や地域活性化を図る。



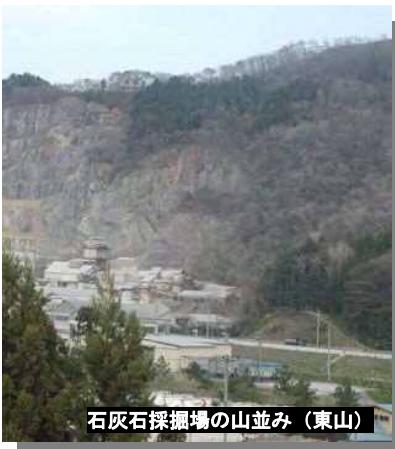
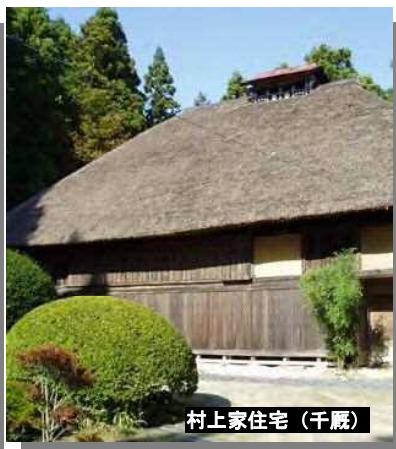
地域の個性ある景観を守り育て、つくり、生かす景観まちづくり

●地域の特性を生かした取り組みを大切にした、個性ある景観まちづくりの推進

市内各所を流れる河川は、例えば砂鉄川をとってみても、たたら製鉄の歴史を有する源流部と、猿鼻渓周辺、北上川との合流部周辺では、河川の風景も違えば、地域の人々との関わり方も様々である。このように、同じ景観資源であっても、それを保全したり、生かしたりするアプローチのしかたは地域によって異なっている。

もともと本市は、各地域が豊富な景観資源に恵まれ、それらを生かした独自のまちづくりの取り組みを進めてきている。これらは、優れた景観資源と深い関わりを持ちながら、地域の生活に根付いて脈々と受け継がれてきた祭りや神楽などの無形民俗文化についても同様である。

本市全体として魅力ある景観まちづくり*を進めていくためには、このような地域の特性を生かした取り組みを今後も大切にし、地域が輝く個性ある景観まちづくりの推進により、元気な地域づくり、活力のある地域づくりをめざす。



中東北の拠点都市としての魅力と活力のある景観まちづくり

●中東北の拠点都市としてふさわしい、賑わいある景観の創出を目指す

本市を中心とする岩手県南、宮城県北の地域は、岩手県総合計画（平成11年8月策定）では「岩手県南、宮城県北交流圏」とされており、歴史・経済・文化的につながりの強い地域である。本市はその中心部に位置し、広域的な交通体系にも恵まれていることから、県境を越えた周辺地域をけん引する中東北の拠点都市としてふさわしい、賑わいある景観の創出を目指していく。

●来訪者が再び訪れたいと思えるような魅力的な景観まちづくりの推進

「平泉の文化遺産」が世界文化遺産に登録されたことで、文化的価値の高い本市の骨寺村莊園遺跡についても、多くの来訪者が訪れることが予想される。このような機会を生かした地域の活性化を進めため、平泉町との調和を図りながら、来訪者が再び訪れたいと思えるような魅力的な景観まちづくりを推進する。



骨寺村莊園遺跡

●そこに住む人達が快適に暮らし、大切にしたいと思える市街地景観の創出

本市の市街地においては、中街通りや千厩地区、大原地区、摺沢地区、二日町地区など、蔵造りの民家や歴史的な和風建築が残されている地域が多くある。このため、地域の方々が主体的に取り組むルールづくりを進め、このような歴史的・景観的に価値のある資源の保全や、これらを活用した街並みづくりを推進する。また、街並みや周囲の建物と調和した公共施設整備（街路灯、ベンチなど）や古い民家の活用方策の検討に努めるほか、大規模建築物や周辺景観と調和しない屋外広告物等の規制・誘導を行うことで、地域の特性を生かし、かつ、調和のとれた良好な市街地景観の形成・創出を図る。

また、花いっぱい運動の取り組みなど、各地域の道路沿いや学校・公園などで植栽が多く実施されている。このような活動を生かし、住宅まわりなどの緑化や道路沿道の街路樹の植栽など、緑豊かな市街地景観を創出し、そこに住む人達が快適に暮らし、かつ、大切にしたいと思えるような景観づくり、地域づくりをめざす。



一ノ関駅西口（一関）



国道4号沿いの沿道景観（一関）



大町通り商店街（一関）



駅西側の景観（一関）

5－2 景観まちづくりの構成要素別方針

ここでは、2章、3章あげた「山」、「川」、「里」、「街」、「道・駅」、「歴史文化」という景観構成要素ごとに景観まちづくり※の基本方針を整理する。

「山」の景観まちづくり方針

■ 木々を守り増やし、山並み景観を保全する

- 眺望点からの須川岳や室根山の見晴らしの保全
- ひこばえの森の取り組みなど多様な木々を守り増やす活動の充実
- 間伐や刈払いなどの管理の充実
- 法規制の維持・継続による須川岳や室根山の保全
- 無秩序な開発抑制の指導の強化

■ パノラマ※眺望の名所として活用する

- 市街地や山並みを眺望できる視点場の環境づくりの推進
- 山頂への鉄塔・アンテナなどの工作物の景観調和への配慮

■ 山林環境の美化を推進する

- 地域の清掃活動などの取り組みの促進
- 不法投棄の根絶

「川」の景観まちづくり方針

■ 潤いのある親水景観や渓谷美を保全する

- 協働で取り組む河岸環境の保全・創出
- 憐いの場や景勝地としての滝・渓谷美の保全・活用
- 景観や生態系に配慮した河川整備の推進

■ 水質を浄化し、生態系のすみかを保全する

- 水質の浄化と水量の確保
- 河川の愛護・清掃活動などによる河川環境の美化と生態系の保全
- 不法投棄の根絶

■ 交流の場として活用し、PRを図る

- 河川をテーマとした観光・交流の取り組みの充実
- 河川の愛護・清掃活動などを通じた自然環境学習の場としての活用

「里」の景観まちづくり方針

■ 伝統的な農村景観を保全・継承する

- 茅葺き屋根やイグネ*のある屋敷形態に代表される伝統的農村集落景観の保全・継承
- 広がりのある田園景観、特徴的な棚田景観の保全・活用
- 棚田や菜の花畠などの適正な管理による耕作放棄地の抑制

■ 自然とあいまつた美しい里景観を保全・創出する

- 溜池や沢、鎮守の森などの里まわりの景観の保全
- 花いっぱい運動の推進などによる緑豊かな里の生活環境美化
- 不法投棄の根絶と景観を阻害する要因となる工作物等の規制・誘導
- 里山の間伐・刈払いや広葉樹の植林などによる生態系の保全

■ 元気のある里の景観づくりを進める

- 個性的な里づくり活動を生かした元気のある里の景観づくり
- 都市や地域間の交流・連携による景観づくり活動の促進

「街」の景観まちづくり方針

■ 賑わいと魅力のある「まち場」の景観を創出する

- 玄関口としての一ノ関駅周辺の機能強化と景観整備
- 中心市街地の活性化と地域商店街景観の魅力向上
- 街なかの風景を楽しめる回遊ルート設定などによる交流促進・賑わいの創出

■ 街並み景観を保全する

- 蔵造りや妻入り造りの民家などを生かした特徴的な街並みの保全・創出
- 地域住民の発意に基づく街並み整備・保存のためのルールづくり
- 周辺景観と調和した大規模建築物や屋外広告物等の誘導
- 地域の特色に応じた建築物形態や土地利用の規制・誘導

■ 潤いのある街並みを創出する

- 花いっぱい運動の推進などによる緑豊かな街並み景観の保全・創出
- 街路樹や公園整備などによる緑豊かな市街地景観の創出
- 住民の景観まちづくり意識の高揚と取り組みの活性化

「道・駅」の景観まちづくり方針

■ 良好的な道の景観を保全・創出する

- 山並みなどの自然景観との調和した沿道景観の保全・修景
- 観光地や道の駅などにおける道路や関連施設などの修景整備
- 山並み眺望景観の保全・確保に配慮した建築物の高さなどの規制・誘導
- 沿道施設や屋外広告物などの地域景観への調和を促す規制・誘導

■ まちの顔・地域の顔としての駅周辺景観を創出する

- 利用者・来訪者に配慮した駅及び駅周辺の景観づくり
- 岩手県南の玄関口としてのインターチェンジ周辺の景観づくり

■ 街道沿いや観光ルート沿いの景観を保全・創出する

- 歴史的な名残のある旧街道沿いの景観づくり
- 来訪者に魅力のある観光地ルートやアクセス道路の景観づくり

「歴史・文化」の景観まちづくり方針

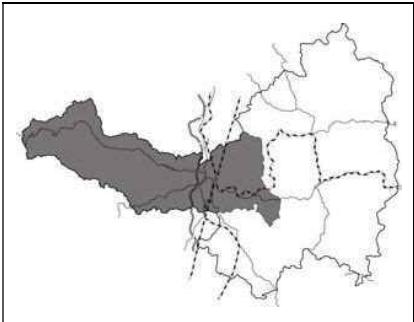
■ 歴史文化資源の景観を保全し活用する

- 地域の個性を示す歴史文化資源の保全・管理の充実
- 歴史文化資源周辺の一体的な景観づくりと地域活性化への活用
- 世界遺産登録の取り組みにあわせた景観づくり
- 歴史文化資源のネットワーク化による回遊性の確保
- 景観に調和した案内板の設置による来訪者への配慮
- 資源の掘り起こしなどによる地域の活性化や交流促進

■ 無形民俗文化を保全継承し、景観創出を図る

- 縄文文化やキリスト教の歴史など、無形民俗文化や交流イベントの継承と賑わいある地域景観の創出

5－3 地域ごとの景観まちづくり方針



一関地域

**「活力ある都市と自然・歴史文化が
調和する広域拠点の景観づくり」**

活力ある都市の景観を創出する

盛岡都市圏と仙台都市圏並びに太平洋と日本海を結ぶ交通の要衝となっている地域であり、特に一ノ関駅及び一関インターチェンジは市の「顔」としての役割を持っている。しかしながら、一ノ関駅周辺やインターチェンジ、幹線道路沿いに設置された煩雑化した看板類をはじめ、中心市街地の空き店舗の増加や歩行者通行量の減少など、市の玄関口・顔としての魅力を阻害する要因も多い。このようなことから、世界遺産登録を目指している都市として、観光客や来訪者を迎えるにふさわしい景観づくりを進め、中東北の拠点都市としてふさわしい活力ある都市景観の創出に努める。

自然と調和した景観づくりを進める

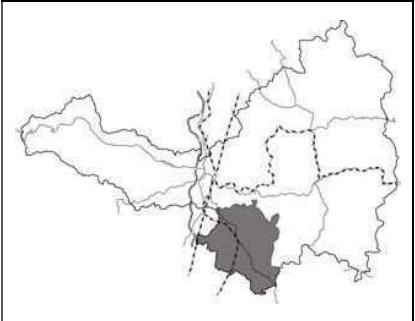
いたるところから須川岳が眺望できるほか、ランドマーク^{*}となっている釣山や蘭梅山、自鏡山や烏兎ヶ森などの独立峰は、山頂や山麓からの眺望の良さから地域住民に親しまれた存在となっている。また、須川岳に源を発する磐井川は、景勝地として名高い名勝・天然記念物の厳美渓を形成するほか、市街地では河川公園として活用され、北上川との合流点は一関遊水地として河川を軸とした水田パノラマ^{*}景観を形成するなど、地域の景観を構成する重要な要素となっている。このほか、尾花が森、機織山等の市街地周辺の斜面樹林が市街地を囲む緑辺部の景観を構成している。

潤いのある都市景観の創出にあたっては、このような特徴的な周辺部の自然景観と調和した景観づくりを進める。

歴史文化と調和した景観を保全・継承・活用する

一関地域は、世界遺産登録を目指している骨寺村莊園遺跡をはじめとする多くの歴史文化資源が残されている。また、教育、文化を尊ぶ伝統が藩政時代より根付き、多くの優れた人材を輩出している。

文化財等の保護や郷土の先覚者を顕彰する「先賢の路」の整備など、有形・無形含めた様々な歴史文化資源の保全・継承を進めてきているところである。歴史文化資源と周辺地域の景観との調和を図るとともに、古くから地域に根づき親しまれてきた寺社や近代建築、古い言い伝えのある旧跡を活用した街並み景観の整備・創出を図る。



花泉地域

「花と泉の潤いと

活力みなぎる田園の景観づくり」

花と泉の豊かなまちをつくる

川沿いに広がる広大な田園風景が地域の特徴であり、その両端にまち場や農村集落が連なり県境を越えた広大な広がりを感じさせる農村風景が目を引く。さらに、そのなかに点在する白鳥の飛来地である蒲沢ため池をはじめとする三千を超す溜池が彩りを添え、地域の東端を流れる北上川、中央を貫流する金流川、北の丘陵地を流れ北上川に注ぐ刈生沢渓流、さらには県境をゆっくり流れ迫川に注ぐ夏川などの流れが特徴的な景観資源となっている。これらが織りなす花泉の景観は地域の顔であり、保全しつつ地域の特徴的なまちづくりへの活用を図る。

また、花泉地域最大の交流空間である花と泉の公園は、春のぼたん祭りをはじめとして人々が集う憩いの場であり、他の公園とともに良好な維持・管理を図るほか、里やまち場の植樹・植栽などの緑化を促進し、「花」に象徴される地域のイメージに即した潤いのある景観づくりを進める。

快適で美しいまち場の景観をつくる

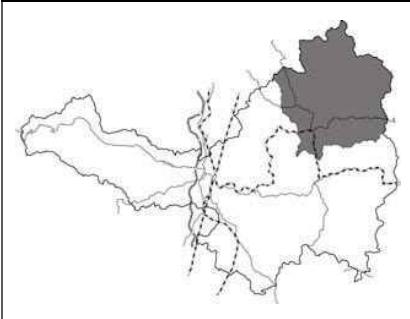
比較的新しい花泉駅周辺地区や古い町並みの涌津、藩政時代の歴史を醸し出す金沢のまち場では、空き店舗や空き家が増加しており、景観を損ねるだけではなく、環境や地域防災の面からも開発・整備に対する配慮が必要である。また、地域内道路や下水道などの生活環境の整備とあわせて、街並みや周辺環境に即した景観上の配慮に努めるとともに、環境美化の取り組みを充実させ、それが持つ歴史的な特徴を生かした快適なまち場の景観を創出する。

眺望景観と農村景観を保全する

花泉地域は、金流川沿いに広がる平地と緩やかな丘陵地により構成されている。広がりのある田園空間とそれに続く集落を抱いた里山のコントラスト※は市内でも特徴ある眺望景観となっている。さらに夏川流域は、宮城県との県境を成しているが、高台からは一面に広がる田園風景が遠望される。

また、金沢の丘陵地に広がる水田地帯は、幾重にも連なる幾何学的な模様が独特的な眺望景観となっている。さらにこの地からは、晴れた日には四季折々の須川岳を遠望することが出来るのも大きな特徴である。

これらは、花泉地域に見られる景観資源であり、適切な保全に努める。



大東地域

「蔵街道と祭りの映える

室蓬譲水の里の景観づくり」

室蓬譲水の景観を保全する

東に室根山、西に蓬萊山を望み、砂鉄川や猿沢川などの清流に抱かれて、譲り合ひながら脈々と流れるがごとき室蓬譲水の里づくりが、大東地域の変わらぬ里づくりの理念である。

ふもとから見上げる山並み景観や、山頂等から見おろす広がりのある眺望景観とその周辺の田園景観や水質の浄化などについて、様々な取り組みの連携の中で地域住民と行政が協働して、豊かな自然景観の保全・整備及び継承を図る取り組みを進める。

蔵のある家並み・街並みを保全し活用する

大原地区や猿沢地区、摺沢地区の街なかでは、かつての商業町や宿場町として栄えた面影を残す蔵造りの商家や民家が今も多く残されており、落ち着いた街並み景観を呈している。

蔵の街並みは地域の歴史と往時の賑わいを今に伝えるシンボリック※な景観として、価値を再認識し、できるだけ保存を図る。

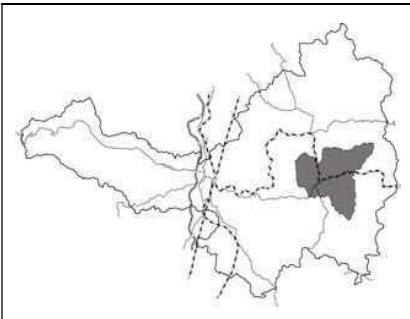
大東大原水かけ祭りをはじめとする伝統ある祭りの背景として、また地域の活性化の資源として積極的にアピールし、交流人口の増加につながる効果的な活用を図る。

特徴的な里の風景をつくる

大東地域の特徴的な農村集落形態としては、イグネ※に囲まれた農家が山裾を中心分散立地し、屋敷周りには水田や畑が張り付いている。

農家住宅は伝統的な構えの荘厳なものが多く、広がりのある自然景観と一体となって、落ち着きと安らぎのある農村景観を呈している。

建築物の建築等にあたっては、こうした故郷の景観の維持保全に配慮するとともに、里の沿道空間にあっては、地域ぐるみの清掃や花の植栽などの環境美化活動を通じ、景観阻害要因の除去と魅力のある里づくりを進め、特徴的な里の景観を守り育てる。



千厩地域

「街道と歴史・自然が調和する

交流拠点の景観づくり」

歴史的文化資源のある街なか景観を保全する

千厩の名が表すとおり、かつて名高い馬産地だったこの地域は、多くの金山を持つ産金の地として古くから栄え、東磐井地方の葉タバコと養蚕の交易の町としてその賑わいと繁栄を築き上げてきた。

その足跡は、歴史に残る源義経の愛馬「太夫黒」の産地の話いや、金山一揆などが今日語り継がれていることと、現存する葉タバコ神社、旧専売局千厩煙草専売所の建物などから探すことが出来る。

このように千厩市街地には商店街を周回するように歴史的文化的な建築物や神社・石碑等が多く点在している。

これらの資源は、祭りや伝統行事、郷土芸能と共に住民に支えられ、街の中心を流れる千厩川を挟んで金山一揆集結の地としても有名な松沢神社や千厩城跡地の館山公園と調和して、ふるさとのロマンが漂っている。

このようなかつての賑わいと物語が回顧できる豊かな歴史的文化資源の景観を歴史的まちなみ再生のシンボルとして保全する。

山と丘陵地の景観を守り、活用する

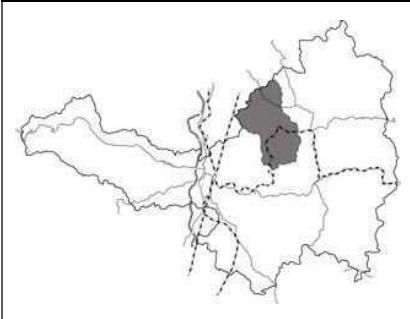
三島山や黄金山、京ノ森山、迦陵頻伽の丘などの小高い山々や丘陵地は、千厩地域を囲む特徴的な緑地景観としてその自然景観を大切に保全する。

また、これらの山腹や山頂からの周辺の山々や市街地への眺望が悪くなってきてることからその保全と改善を図ると同時に、丘陵地にある水と緑に恵まれたキャンプ場や森林公園などをレクリエーションなど交流の場として活用する。

広がりのあるふるさとの風景を継承する

千厩地域は、気仙沼街道沿いの東西に市街地が展開しており、その南北には室根山と黄金山をランドマーク※とした緩やかな丘陵地の広がりのある農村集落景観が形成されている。その景観の特徴は、里山に抱かれたイグネ※のある農家住宅景観、奥玉地区の広がりのある水田景観、千厩川の支流に沿って開ける農用地と集落から感じ取ることが出来る。

これらの広がりのある、ゆったりとしたふるさとの風景を集落営農をはじめとする農業の振興と花いっぱい運動などの地域住民活動を軸にして保全して歴史文化と共に継承する。



東山地域

「自然の恵みと文化が調和する 観光拠点の景観づくり」

渓谷と河川の景観を守り、活用する

東山地域は、その地形・地層の特性から名勝猊鼻渓や三億五千万年前の化石が発見された鍾乳洞幽玄洞など、石灰岩質の地層が侵食されて出来た景勝地が有り、毎年多くの観光客が訪れている。特に、猊鼻渓は日本百景にも選ばれ、渓谷の間を抜ける舟上からの景観は、清流の澄み切った流れと共に四季折々の自然美を醸し出している。

地域のもつ特徴的な地形・地質から生まれた渓谷美は、東山らしい景観の代表的な資源であり、今後ともその保全に努めるとともに砂鉄川の水質および景観の保全・向上の取り組みを推進し、渓谷景観と周辺地域の景観との調和や、観光名所としてふさわしい景観整備を進め、観光拠点としてのさらなる活用を図る。

元気のある市街地景観づくりを進める

長坂地区は東山地域の中心となる市街地であるが、現在は店舗以外の建物も多くなり、昔の商店街の賑わいが失われつつある。猊鼻渓への玄関口にもあたり、地区を取り囲む砂鉄川や周辺施設との連携等、中心商業地としてふさわしい景観形成の再生を図る。

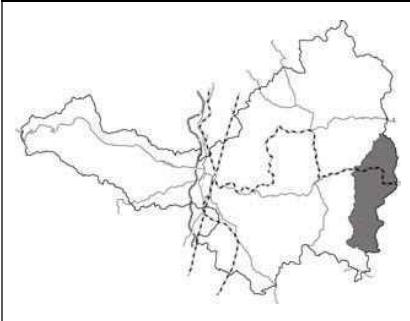
また、松川地区は昔、酒造りが盛んだった地区であり、多くの土蔵が残っていることから地区の街並み景観の維持・保全を図ると共に、地域の歴史資産でもある二十五菩薩堂や新奥の細道などの資源と一体的な活用の促進を図る。

産業や歴史文化と調和させつつ自然景観を保全する

東山地域は石灰資源が豊富なことから、セメント工場や石灰関連産業と共に歩んできた。このことにより、原料である石灰岩の採掘場の景観は他の地域には無い特徴的な景観となっており、周りの山林等の自然景観との調和に努める。

また、菅公夫人の墓、宗松寺の参道杉並木、二十五菩薩堂、さらに宮沢賢治にゆかりのある、近代文化遺産に登録されている東北碎石工場など、多くの歴史的、文化的資源の活用を図ると共に周辺景観との調和を誘導する。藤原時代の故事に倣い、地域住民が主体となって行われ、毎年の正月行事として定着した磐井清水の若水送り、豊臣秀吉の小田原参陣の可否を協議した唐梅館絵巻等、地域固有の文化を伝える一景観として継承を図る。

さらに、東稲山や唐梅館山、丈競山（たけくらべ）等の山並み眺望やこれらの山頂からの北上川、砂鉄川の眺めを含む自然景観の保全に努める。



室根地域

「室根山と祭りの映える

安らぎのある里の景観づくり」

室根山をはじめとする山々の景観を守る

室根山の壮大なたたずまいは、室根地域だけでなく本市及び周辺都市のシンボルとなっており、豊かな自然に包まれ、春は桜、初夏のツツジ、秋の紅葉など四季おりおりの姿で里人の眼を楽しませてくれる。その景観の保全は、室根地域においてもっとも重要な取り組みといえる。また、矢越山や大森山などの山並みについても、地域住民に親しまれる景観資源となっており、これらの山々の景観及び山頂山腹からのパノラマ※景観の保全に努め、後世に継承していく。

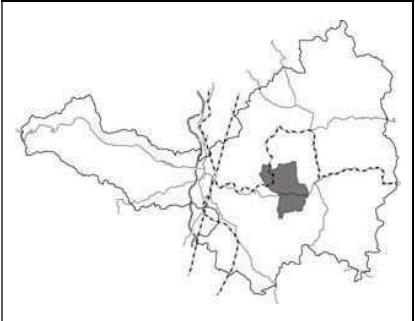
祭りと調和する歴史的景観を演出する

室根山の八合目には古くからの信仰対象である室根神社があり、その特別大祭の「マツリバ行事」は、東北三大荒祭りの一つとして、国の重要無形民俗文化財に指定されている。神社を勧請した養老2年（718年）を記念し旧暦閏年の翌年に実施するこの祭りは恒常に望見できるものではないが、人々の心に根ざしたかけがえのない景観であり、室根地域固有の伝統文化を今に伝えるものである。このような祭り景観の保全と継承を図るとともに、祭りと調和するまち場や里の景観づくりを進める。

地域の取り組みを生かした特徴的な里づくり

私たちの暮らしは、縄文の昔から自然と共に生きるものとしてとらえる木の文化、森の文化そして川の文化が脈々と受け継がれ、環境と共生する歴史的素地を持っており、里山を背景とした農村集落や農地の風景は、懐かしさとやさしさを感じる本市の美しい里の風景といえる。室根地域では、随所にイグネ※のある農家住宅などが残されており、これらの風景の保全に努める。

大川が注ぐ宮城県唐桑の漁師達が、豊かな海は豊かな森林から生まれるという理念のもとに室根の地に木を植え、両地域が手を携えて育んできた広葉樹の森「ひこばえの森」は、20年を経て大きく成長しようとしており「森は海の恋人」運動は全国的な広がりをみせている。この植樹の取り組みや、津谷川沿いの「ホタルの里」や「かつかの棲む里」、サケの放流など、地域の取り組みを生かした特徴的な里の景観づくりを進める。



川崎地域

「川の恵みと歴史が調和する ふるさとの景観づくり」

親しみのある河川空間の景観を守り、活用する

悠久の北上川の流れと、これにそそぐ砂鉄川、千厩川によってもたらされてきた自然の恵みや、水害などの脅威との関わりの中で、川崎地域の景観は創られてきた。

北上川の舟運時代の終焉とともに、人々は川から遠ざかっていたが、生活に欠かせない水に着目し、川や水辺を親しみのある空間として保全し、再び活用していくため、川を中心とした交流の場となる「川の駅」の創出が、川崎地域のふるさとづくりの理念である。

そのため、川や水辺を遊びの場、教育の場、癒しの場、観光資源などとして、心地よく多くの人々に利用してもらえるよう、地域住民、N P O^{*}法人等の各種団体、行政が協働して景観や生態系環境の保全に努め、さらなる活用を行う。

活気ある交流拠点の景観を創出する

北上川の舟運時代、現在の諏訪前地区は、水路と陸路を結ぶ宿場町として栄えた歴史があり、各地から集まる物資や人とともに、情報が行き交い、大いに賑わう「駅」であった。物資輸送の中心が、水路から鉄道、自動車に移り変わるとともに、かつての宿場町は衰退していったが、国道 284 号薄衣バイパスの開通とともに、「道の駅・かわさき」を中心に市街地が形成され、新しい「駅」の機能を回復している。

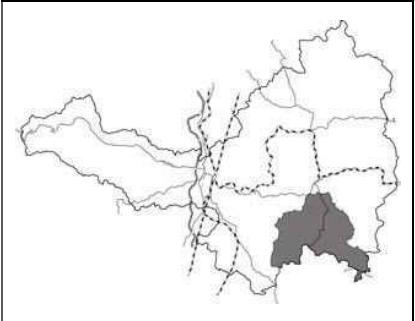
川崎地域では、薄衣バイパス周辺の新しい市街地形成に先立ち、中心部エリア景観形成構想をまとめ、舟運時代の宿場町を基調とした建物の建築様式と色彩を示して公共施設を整備し、民間建築物にも協力を求めてきた。

交流人口の拡大を図るため、引き続き、活気ある交流拠点の景観の創出を進める。

歴史と暮らしが調和する鄙（ひな）の景観を保全する

石藏山や高鳥兎山に代表される小高い丘陵は、眺望点であるとともに目印となるランドマーク^{*}でもあり、薄衣城址や川崎の柵跡、岩手県最古の「建長の碑」といった文化財や、岩手県指定天然記念物「薄衣の笠マツ」などが、人々の暮らしと調和しながら、鄙の景観を醸し出している。

鄙の景観を美しく保つため、これら景観対象物への案内表示板の印象統一、地域と行政が一体となってアクセス道路や周辺農用地等の適性管理を進めるとともに、歴史と暮らしが調和する地域景観の保全を図る。



藤沢地域

「豊かな自然を守り

原風景を活かした縄文の景観づくり」

風致あふれる美しいまちづくり

藤沢地域の約6割が標高200から480メートルの南部北上山系につながる山林で、町内に美しい農村景観が広がっている。これらの山並みを水源とする川やダムにより黄海川沿いの低地部の田園や丘陵地での畑や果樹園などを潤している。地域の特徴的な景観であるダムは周辺の自然に溶け込み、水と緑豊かな自然空間を形成している。

田園風景は、身のまわりの日常的な景観を構成し、生活に潤いと安らぎを与えてくれるとともに次代を担う子供の情操を豊かに育てるなど重要な役割をもっており、先人の生活・文化が作りあげてきたすぐれた景観を保全しながら、よりよい郷土風景づくりを進める。

そのために、伝統的な景観を生かしながら地区毎に特色を持たせ、風土となじんだ郷土景観を形成していくことが重要である。

後世に伝えるべき歴史資源の活用

大籠地区では江戸時代の初め300人を越すキリストンが殉教しており、いかなる迫害にも屈しないで信仰の道を貫いた大籠の先人達の崇高な殉教の歴史を今に伝えるため、キリストン殉教公園が整備されている。

その他にも大籠地域には数多くのキリストン史跡が分布しており、これらの資源のさらなる周知を図り、景観資源として活用していく。

今に息づく縄文の景観づくり

藤沢地域は、古くから縄文土器の宝庫といわれ、縄文時代中期から後期の遺跡が散在しており、毎年夏には、古代縄文式の窯を復元して、縄文土器を作り上げる「藤沢野焼祭」が開催されている。

藤沢文化センターには、野焼祭に参加した岡本太郎氏が「ここには縄文人がたくさんいる」と感銘し寄贈したブロンズ像「縄文人」が飾られ、また、町内には現代縄文土器が各所に置かれるなど、周辺景観と一体となった縄文の景観づくりが進んでいる。

今後も地域の伝統的な祭りの継承と周辺景観の保全を進め、魅力ある特徴的な景観づくりを図る。

一関市

景観計画

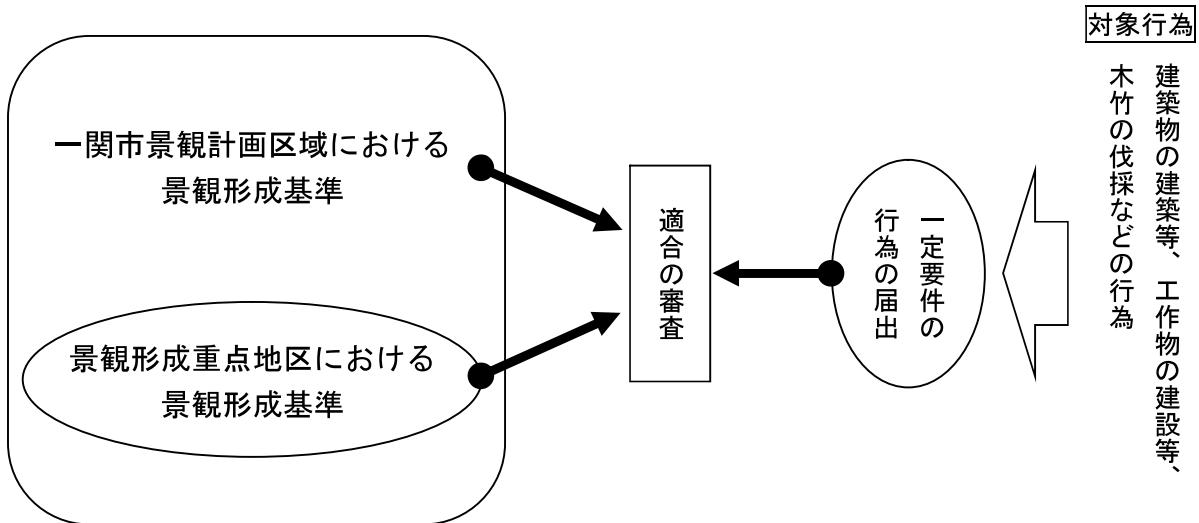
第6章

景観形成基準

6章. 景観形成基準

6-1 景観形成基準の構成

景観形成基準は、本市の良好な景観を維持・保全し、誘導し、創出するため、一定の行為を対象としてルールを定めるものである。本計画では、一関市景観計画区域（本寺地区景観計画区域を除く本市全域）における基準、景観形成重点地区における基準により構成する。



6-2 景観形成基準について

将来像並びに基本方針に基づく景観まちづくり※を推進するため、建築物の建築等、工作物の建設等、その他開発行為や物件の堆積などの対象行為に対して、配慮すべき「指針」と則すべき「基準」に分けて定める。

指針…建築物等の建築等、工作物等の建設等、開発行為、屋外における物件の堆積、土地の開墾・土石の採取・鉱物の掘採その他土地の形質の変更などの対象行為を実施する際、良好な景観形成のために配慮すべき事項

基準…建築物等の建築等、工作物等の建設等、開発行為、屋外における物件の堆積、土地の開墾・土石の採取・鉱物の掘採その他土地の形質の変更などの対象行為を実施する上で、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項（景観法第8条第2項第2号）

6-3 一関市景観計画区域における景観形成基準

【一関市景観計画区域における届出対象行為】

区分		規模等
建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更	高さ 13m 又は延べ面積 1,000 m ² を超えるもの ^{注1}
工作物	煙突、排気塔、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、高架水槽、 物見塔その他これらに類するもの	高さ 13m 又は築造面積 1,000 m ² を超えるもの
	観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート※、 コースターその他これらに類する遊戯施設	
	コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これ らに類する製造施設	
	石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	
	汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これらに類する施設	
	自動車車庫の用途に供する立体的な施設	
	彫像、記念碑その他これらに類するもの	
	広告塔、広告板その他これらに類するもの	高さ 13m 又は表示面積 25 m ² を超えるもの
	擁壁、柵、塀その他これらに類するもの	高さ 5m を超えるもの
	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空 中線系（その支持物を含む）その他これらに類するもの	高さ 20m を超えるもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ 5m 又は堆積の用に供 される土地の面積 1,000 m ² を超えるもの、かつ堆積期 間が 90 日を超えるもの
	開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項に規定するもの） 土地の開墾、土石の採取 ^{注2} 、鉱物の掘採 ^{注2} 、その他土地の形質の変更 水面の埋立て又は干拓	対象となる土地の面積が都 市計画区域内では 3,000 m ² 、区域外では 10,000 m ² を 超えるもの のり面、擁壁を生ずるもの で高さ 5m かつ長さ 10m を超 えるもの

注 1…専ら自己の居住の用に供する一戸建ての住宅は除く

注 2…農地又は河川での行為は対象外

以下の行為は届出の適用除外とする。（景観法第 16 条第 7 項）

- ・ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 景観重要建造物について、市長の許可を受けて行う行為
- ・ 景観重要公共施設の整備及び占用許可を受けて行う行為
- ・ 景観農業振興地域整備計画の農用地区域内において、県知事の許可を受けて行う開発行為
- ・ 地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他政令
で定める行為
- ・ その他政令又は条例で定める行為

【一関市景観計画区域における景観形成基準】

【共通事項】		
指 針	■ 全ての対象行為を実施するうえで、本計画の基本目標及び基本方針に掲げる内容の実現に配慮する。	
【建築物】		
指 針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 須川岳及び室根山をはじめとする山々の眺望の保全に配慮する。また、山稜近傍地では、山並みの稜線の保全に配慮する。特に主要な眺望点からみえる山並み景観において、人工物が目立たないように配慮する。 ■ 市街地内の建築物は、隣接する建築物との景観的な調和を図り、良好な町並み形成に配慮する。 ■ 農山村集落地における一戸建ての住宅は、周辺の自然的景観と調和した木造和風のものを奨励する。 	
基 準	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路等公共空間に接する部分については、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、建築物の位置や規模に配慮するよう努める。 ■ 主要な眺望点からみえる山並み景観を保全するよう、建築物の位置や規模の選定に努める。山稜近傍地では高木等の植栽や山並み景観と調和した形態意匠とするよう努める。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺景観と調和するような形態及び意匠とするよう努める。 ■ 道路等公共空間に接する部分については、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、建築物の位置や規模に配慮するよう努める。
	色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の外観の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■ 建築物の外壁に使用する素材は、出来る限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。
	敷地緑化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢のすぐれた既存樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用するよう努める。 ■ 敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、出来る限り緑化等による修景に努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築設備等については、道路等から出来るだけ見えないような配置に努める。

【工作物】

指 針		■ 須川岳及び室根山をはじめとする山々の眺望の保全に配慮する。また、山稜近傍地では、山並みの稜線の保全に配慮する。特に主要な眺望点からみえる山並み景観において、人工物が目立たないように配慮する。
基 準	位置・規模	■ 道路等公共空間に接する部分については、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、工作物の位置や規模に配慮するよう努める。 ■ 主要な眺望点からみえる山並み景観を保全するよう、工作物の位置や規模の選定に努める。山稜近傍地では高木等の植栽や山並み景観と調和した形態意匠とするよう努める。
	形態・意匠	■ 周辺景観と調和するような形態及び意匠とするよう努める。
	色彩・素材	■ 工作物の外装の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■ 工作物の外装に使用する素材は、出来る限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。

【屋外における物件の堆積】

指 針		■ 周辺地区における景観上の影響を最小限とするよう配慮する。
基 準		■ 周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。 ■ やむを得ず堆積する場合は、道路等公共施設から見えにくい配置に配慮するとともに、周辺景観と調和した適切な修景に努める。 ■ 長期にわたる堆積は極力避けるものとする。 ■ 物の集積又は貯蔵の場所が道路等から見えないよう、樹木又は塀等による遮へいに努める。

【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】

指 針		■ 周辺地区における景観上の影響を最小限とするよう配慮する。
基 準	土石の採取 又は 鉱物の掘採	■ 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等から見えないよう、樹木又は塀等による遮へいに努める。 ■ 土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。
	開発行為 又はその他 土地の形質 の変更等	■ できる限り現況の地形を生かし、長大なり面及び擁壁が生じないようにすること。 ■ のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。

■ 指針及び基準における「主要な眺望点」とは以下の通りである。

- ・ 一般国道 342 号（巣美街道）、一般国道 342 号（一関街道）、一般国道 284 号（気仙沼街道、千厩地域の旧道を含む）、一般国道 343 号（今泉街道）、一般国道 456 号とその沿道部
- ・ 北上川、磐井川、砂鉄川、千厩川、金流川、大川、津谷川、黄海川の各河畔

6－4 景観形成重点地区の指定方針

本計画の対象区域は一関市全体（本寺地区景観計画区域を除く）であるが、一関市の景観まちづくり※において、特に重点的に景観形成を図っていくべき「景観形成重点地区」を、地域住民の意向把握と十分な合意形成を踏まえながら、以下のような方針に基づき指定する。

【指定の方針】

方針1 地域の景観づくり意識の高い地区
■ 良好的な景観の保全・創出のためには、地域住民の継続的な関わりが重要となることから、地域のまちづくりにおいて景観を活用した何らかの取り組みを既に行っている地区や、景観づくりに対する地域住民の意識の高い地区を指定する。
方針2 特に重要な景観資源として、保全の必要性が高い地区
■ 本市及び各地域の個性ある景観形成の核をなし、特に重要な景観資源として保全の必要性が高いにもかかわらず、他法令等により適正な保全方策が図られていない地区については、他地区とは別に良好な景観形成のための基準を定めることが必要であることから、このような地区を指定する。
方針3 特徴的な景観資源のまとまりがある地区
■ 特徴的な景観資源がある程度のまとまりで見られる地区、または特徴的な景観資源とあわせて周囲の景観にも配慮すべき地区など、ある程度面的なまとまりのある地区を指定する。
方針4 住民が共通認識をもてる地区
■ 住民が一関の特徴的な景観資源として共通認識をもてる地区を指定する。
方針5 景観づくりの効果が目に見えやすい地区
■ 景観づくりの効果が比較的目に見えやすい地区として、来訪者や住民が集まる場所、沿道や街並み整備など、まちづくりをあわせてしていくべき地区を指定する。
方針6 その他行政各分野で進める施策上の重点地区
■ 方針1～5に該当する地区的ほか、行政として重点的に施策を進める地区、公共投資を行う地区については、それとあわせて地域の景観まちづくりを喚起することが考えられるため、このような地区を指定する。

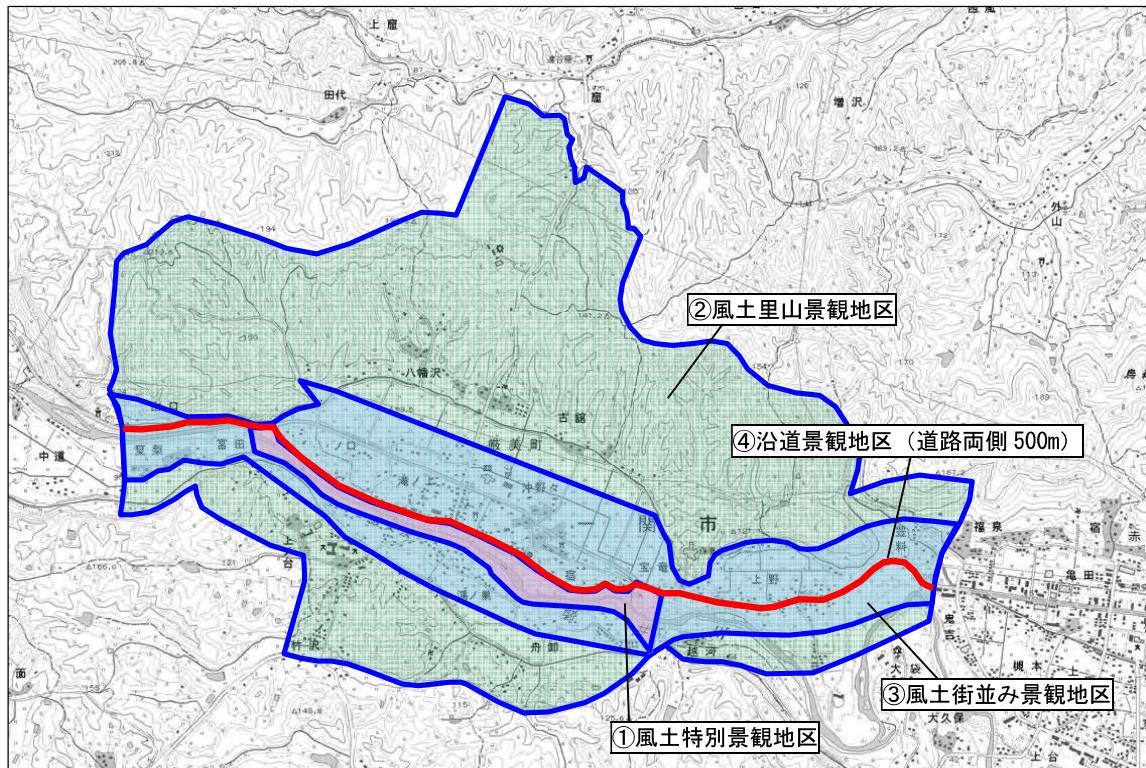
6－5 景観形成重点地区（厳美渓周辺地区）における景観形成基準

景観形成重点地区として、前述の1～6の方針を踏まえ、地域住民の意向などを十分に把握したうえで指定を行う。

（1）厳美渓周辺地区

厳美渓周辺地区については、岩手県でも平泉周辺景観形成重点地域の一部として位置づけられていることから、厳美渓の文化的価値や景勝地及び観光地としての拠点性を踏まえ、景観形成重点地区として指定する。

【景観形成重点地区（厳美渓周辺地区）】



【誘導の考え方】

①風土特別景観地区	◎ 名勝・天然記念物である厳美渓として、すぐれた自然的景観を呈する地区であり、本市の観光拠点の一つとして多くの人が訪れる地区であることから、名勝・天然記念物としての価値をより高めるために管理の強化を図り、国指定文化財として保全・継承を図る。
②風土里山景観地区	◎ 厳美渓及び国道342号（厳美街道）の後背に広がる里山の地区であり、水田を中心とした農村景観が展開し、まとまりのある農村原風景を呈している。 ◎ 地域の歴史や暮らしを投影した風土豊かな要素を有する里山の景観を保全するとともに、農村景観に配慮した景観形成を図る。
③風土街並み景観地区	◎ 国道342号（厳美街道）沿いに街並みや農村集落が広がる地区であり、田園景観や厳美渓の自然的景観と調和する街並みの景観形成を誘導する。 ◎ 厳美渓沿いには売店などの観光施設が並んでおり、一体性のある街並み景観の創出に努める。
④沿道景観地区	◎ 国道342号（厳美街道）及び市道厳美渓中央線の沿道500mの範囲に該当する地区で、道路から見渡せる田園景観、須川岳の山並み景観が良好な地区であり、これらの景観の保全に努める。

【景観形成重点地区（巣美渓周辺地区）における届出対象行為】

区分		規模等
建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	行為に係る床面積の合計が10m ² を超えるもの ^{注1}
工作物 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	煙突、排気塔、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	高さ5mを超えるもの
	観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート※、コースターその他これらに類する遊戯施設	高さ5m又は建築面積10m ² を超えるもの
	コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
	石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	
	汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これらに類する施設	
	自動車車庫の用途に供する立体的な施設	
	彫像、記念碑その他これらに類するもの	
	広告塔、広告板その他これらに類するもの	高さ5m又は表示面積10m ² を超えるもの
	擁壁、柵、塀その他これらに類するもの	高さ1.5mを超えるもの
木竹の伐採	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）その他これらに類するもの	高さ10mを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さ10m又は伐採面積300m ² を超えるもの
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの） 土地の開墾、土石の採取 ^{注2} 、鉱物の掘採 ^{注2} 、その他土地の形質の変更 水面の埋立て又は干拓		対象となる土地の面積が300m ² を超えるもの のり面、擁壁を生ずるもので1.5mを超えるもの

注1…専ら自己の居住の用に供する一戸建ての住宅は除く

注2…農地や河川での行為は対象外

以下の行為は届出の適用除外とする。（景観法第16条第7項）

- ・ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 景観重要建造物について、市長の許可を受けて行う行為
- ・ 景観重要公共施設の整備及び占用許可を受けて行う行為
- ・ 景観農業振興地域整備計画の農用地区域内において、県知事の許可を受けて行う開発行為
- ・ 地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為
- ・ その他政令又は条例で定める行為

【景観形成重点地区（厳美渓周辺地区）における景観形成基準】

		①風土特別景観地区	②風土里山景観地区	③風土街並み景観地区
共通事項	指針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 厳美渓の自然的景観、須川岳をはじめとする背後の山並みや田園景観など、周辺景観と調和した景観の誘導に配慮する。 		
建築物基準	指針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の位置や規模、配置、形態・意匠などが重要な眺望点からの風土性豊かな眺望や周辺の田園景観などと調和するように誘導する。 		
	配置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地形や植栽の保全に配慮した配置とする。 ■ 厳美渓からの見え方に配慮した配置とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模建築物は、周囲の道路からみてなるべく目立たないよう、地形や防風林等に配慮する。 	
	後退距離	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の外壁は、隣地境界からできるだけ離すよう努める。また、幹線道路の境界からは3m以上後退することを基本とする。(既存建築物の増築、改築又は外観の変更であって景観形成上支障のないものはこの限りでない) 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の外壁は敷地の境界からできるだけ離すよう努める。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 最高の高さは13mを超えないものとする。(周辺の状況等を勘案し、景観形成上支障のないものはこの限りでない) 		
	形態意匠	<p>【屋根】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の屋根は適度な勾配を有するものとし、陸屋根は避けるよう努める。 <p>【構造】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 和風建築とし、伝統的な材料、工法、形式に配慮する。 ■ 平入り※を原則とし、妻入り※は避けるよう努める。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 須川岳など背景の山並みや厳美渓の自然景観との調和に配慮し、突出した形態意匠とならないように努める。 ■ 厳美渓からの見え方に配慮した形態意匠とする。 		

			①風土特別景観地区	②風土里山景観地区	③風土街並み景観地区			
建築物	色彩素材	色彩素材	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の屋根及び外壁の色彩は低彩度色又は無彩色とする。 ■ 建築物の外壁は自然素材を基本とする。 					
		敷地緑化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生け垣を基本とする。 ■ 敷地内はできる限り緑化し、植栽は在来種を基本とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 敷地内はできる限り緑化する。 				
	基準	屋外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ■ 緑化や伝統的意匠によりできる限り修景し、周辺の自然的景観との調和に努める。 ■ 規模の大きな駐車場では、なるべく空間の分節化を行い、周辺の自然的景観との調和に努める。 					
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物に附帯する壁面設備、屋上設備やキュービクル※、受水槽等は敷地外から見えないように配慮する。 					
工作物	指針		<ul style="list-style-type: none"> ■ 工作物の位置や規模、配置、形態・意匠などが重要な眺望点からの風土性豊かな眺望や周辺の田園景観などと調和するように誘導する。 					
	基準	配置	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地形や植栽の保全に配慮した配置とする。 ■ 嵩美渓からの見え方に配慮した配置とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模な工作物は、自然の地形をできる限り生かすよう配慮する。 				
			<ul style="list-style-type: none"> ■ 工作物は、隣地境界からできるだけ離すよう努める。また、幹線道路の境界からは3m以上後退することを基本とする。(既存工作物の増築、改築又は外観の変更であって景観形成上支障のないものはこの限りでない) 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 工作物は敷地の境界からできるだけ離すよう努める。 			
		後退距離	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工作物は、隣地境界からできるだけ離すよう努める。また、幹線道路の境界からは3m以上後退することを基本とする。(既存工作物の増築、改築又は外観の変更であって景観形成上支障のないものはこの限りでない) 					
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 最高の高さは13mを超えないものとする。(周辺の状況等を勘案し、景観形成上支障のないものはこの限りでない) 					
		形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路等の公共空間に接する部分について、歩行者に対する圧迫感や威圧感を与えないように配慮する。 ■ 周辺の自然的景観との調和に配慮する。 					
		色彩素材	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工作物の色彩は、低彩度色とし、周辺景観と調和したものとする。 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 工作物の色彩は周辺の街並みと調和し、高彩度色は使用しない。 			
			<ul style="list-style-type: none"> ■ 工作物の外装に使用する素材は、周辺景観と調和した質感のあるものとする。 					

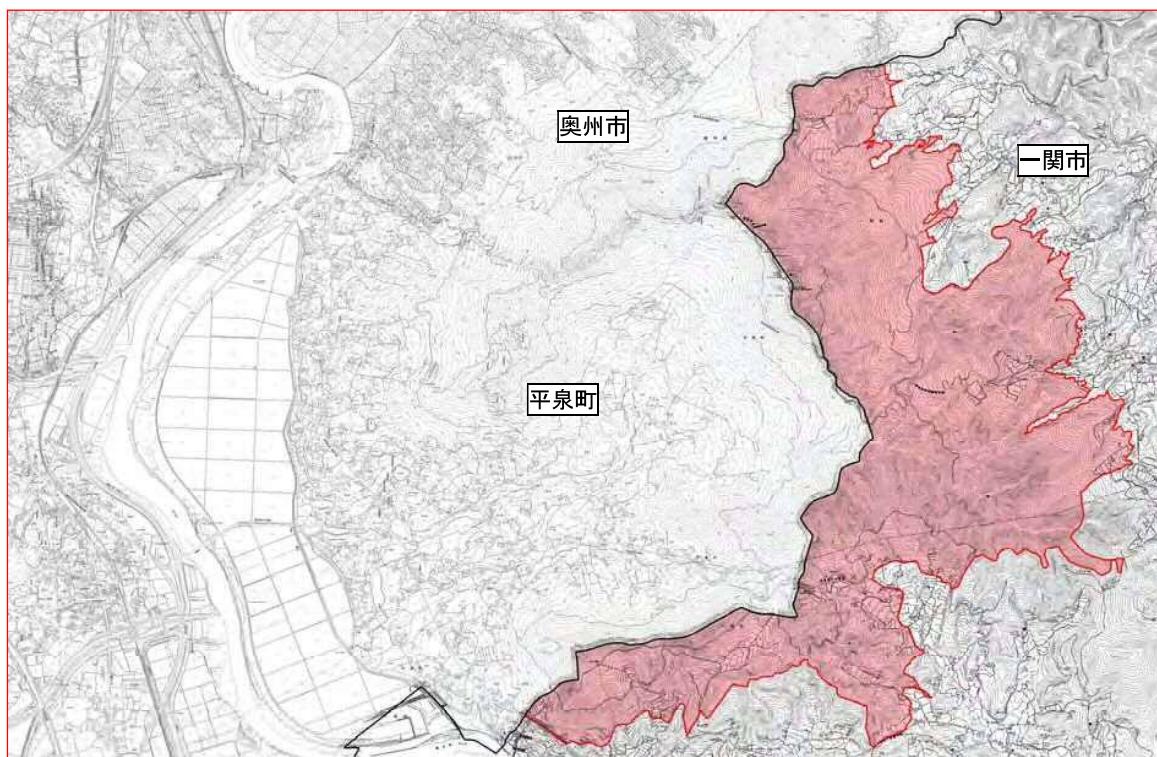
		①風土特別景観地区	②風土里山景観地区	③風土街並み景観地区	
工 作 物	敷地 緑化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生け垣を基本とする。 ■ 敷地外から見て露出した印象を与えないよう、緑化又は遮へいに配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 敷地内はできる限り緑化又は遮へいに配慮する。 		
		<p>【光源】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外広告物で光源を用いるものは、光源を白色系とし、動光又は点滅を伴うものを用いない。 ■ 光源を内蔵する屋外広告物は避ける。 	<p>【光源】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 原則として光源を用いない。 	<p>【光源】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外広告物で光源を用いるものは、光源を白色系とし、動光又は点滅を伴うものを用いない。 	
	基 準 屋 外 広 告 物 等	<p>【色彩】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外広告物、サイン・案内板等の色彩は低彩度色を用いる。 	<p>【規模等 (④沿道景観地区内)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 表示面積が2m²を超えないようにする（ただし自家広告物は除く）。 ■ 自家広告物では、全体形状の外郭線を高さ3m以下、巾3.6m以下、全体の高さを5m以下とする。 		
		<p>【規模等 (沿道景観地区外)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外広告物の表示面積は20m²を超えないようにする。 ■ サイン、案内板等の大きさは2m²を超えないようにする。 	<p>【規模等 (沿道景観地区外)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 屋外広告物の表示面積は30m²を超えないようにする。 ■ サイン、案内板等の大きさは4m²を超えないようにする。ただし、地図案内板は10m²を超えないようにする。 		
	屋 外 照 明 等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 街灯、外構照明、投光器などの光は、不必要的漏れ光を抑制し、天空への上方光束や人にに対する不快光によって、自然夜景と不調和が生じないように配慮する。 			
木竹の 伐 採	指 針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在の木竹等の植生はなるべく保全し、歴史的・自然的景観の保全・修景に配慮する。 			
	基 準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 史跡保全の目的を除き、木竹の伐採は極力避ける。 ■ やむを得ず伐採する場合は、伐採跡地を事後の土地利用に応じ周囲の植生と調和するよう緑化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 歴史的に由緒のある木竹や、屋敷林、防風林等の風土景観を構成する木竹は、保存活用するよう努める。 ■ 樹姿又は樹勢のすぐれた樹木がある場合には、保存又は移植により、修景に活用するよう努める。 ■ 伐採跡地は、事後の土地利用に応じ、周囲の植生と調和した緑化に努める。 		

		①風土特別景観地区	②風土里山景観地区	③風土街並み景観地区
屋外における物件の堆積	指針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺景観と調和しない物件の堆積はできるだけ行わない。 		
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 露出した物権の堆積はできるだけ行かない。やむを得ない場合は、道路や眺望点から見えにくい場所を選び、道路からできる限り離し、高さを低くし、樹木等で遮へいするなどの配慮を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 露出した物権の堆積はできるだけ行わない（ただし農業目的のものはこの限りではない）。やむを得ない場合は、道路や眺望点から見えにくい場所を選び、道路からできる限り離し、高さを低くし、樹木等で遮へいするなどの配慮を行う。 	
土石の採取又は鉱物の掘採	指針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 史跡調査等の目的を除き、土石の採取又は鉱物の掘採は極力行わない。 		
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 史跡調査等の目的を除き、土石の採取又は鉱物の掘採は極力避ける。やむを得ない場合は、目立たない場所を選定し、既存樹木や植栽等による遮へいに努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路や眺望点から見て目立つ場所での土石の採取又は鉱物の掘採はなるべく行わないよう努める。 ■ 既存の樹木や周囲の植生と調和した植栽、周辺景観と調和した素材による塀等による遮へいに努める。 ■ 土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に配慮する。 	
開発行為又はその他土地の形質の変更等	指針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 史跡調査等の目的を除き、現況の地形を変更するような土地の区画形質の変更等は極力行わない。 		
	基準	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現況の地形を生かし、長大なり面及び擁壁が生じないよう配慮すること。 ■ のり面は、緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に配慮する。 ■ 開発行為又はその他土地の区画形質の変更等はなるべく行わない。やむを得ない場合は目立たない場所の選定に努める。 		

(2) 世界遺産平泉周辺地区

世界遺産平泉周辺地区については、平泉の世界遺産としての普遍的価値を保護するため、平泉町側からみた山稜の眺望景観を保全する目的で、舞川地域の一部及び東山町田河津地域の一部を景観形成重点地区として指定する。

【景観形成重点地区（世界遺産平泉周辺地区）】



【景観形成重点地区（世界遺産平泉周辺地区）における届出対象行為】

区分		規模等
建築物	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さ 13m 又は延べ面積 1,000 m ² を超えるもの ^{注1}
工作物	煙突、排気塔、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、高架水槽、物見塔その他これらに類するもの	高さ 13m 又は建築面積 1,000 m ² を超えるもの
	観覧車、飛行塔、メリーゴーランド、ウォーターシュート※、コースターその他これらに類する遊戯施設	
	コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設	
	石油、ガス、飼料等の貯蔵施設	
	汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これらに類する施設	
	自動車車庫の用途に供する立体的な施設	
	彫像、記念碑その他これらに類するもの	
	広告塔、広告板その他これらに類するもの	高さ 13m 又は表示面積 25 m ² を超えるもの
	擁壁、柵、塀その他これらに類するもの	高さ 5m を超えるもの
	電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む）その他これらに類するもの	高さ 20m を超えるもの
	風力発電施設	高さ 13m を超えるもの
	太陽光発電設備	高さ 13m 又は延べ面積 1,000 m ² を超えるもの ^{注1}
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さ 5m 又は堆積の用に供される土地の面積 1,000 m ² を超えるもの、かつ堆積期間が 90 日を超えるもの
開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項に規定するもの） 土地の開墾、土石の採取 ^{注2} 、鉱物の掘採 ^{注2} 、その他土地の形質の変更 水面の埋立て又は干拓		対象となる土地の面積が都市計画区域内では 3,000 m ² 、区域外では 10,000 m ² を超えるもの のり面、擁壁を生ずるもので高さ 5m かつ長さ 10m を超えるもの

注 1…専ら自己の居住の用に供する一戸建ての住宅は除く

注 2…農地又は河川での行為は対象外

以下の行為は届出の適用除外とする。（景観法第 16 条第 7 項）

- ・ 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 景観重要建造物について、市長の許可を受けて行う行為
- ・ 景観重要公共施設の整備及び占用許可を受けて行う行為
- ・ 景観農業振興地域整備計画の農用地区域内において、県知事の許可を受けて行う開発行為
- ・ 地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為
- ・ その他政令又は条例で定める行為

【景観形成重点地区（平泉世界遺産周辺地区）における景観形成基準】

【共通事項】		
指 針	■ 全ての対象行為を実施するうえで、本計画の基本目標及び基本方針に掲げる内容の実現に配慮する。	
【建築物】		
指 針	<ul style="list-style-type: none"> ■ 世界遺産平泉の価値を保護するため、平泉町側から見える山々の眺望の保全に配慮する。また、山稜近傍地では、山並みの稜線の保全に配慮する。特に主要な眺望点からみえる山並み景観において、人工物が目立たないように配慮する。 ■ 農山村集落地における一戸建ての住宅は、周辺の自然的景観と調和した木造和風のものを奨励する。 	
基 準	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路等公共空間に接する部分については、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、建築物の位置や規模に配慮するよう努める。 ■ 主要な眺望点からみえる山並み景観を保全するよう、建築物の位置や規模の選定に努める。山稜近傍地では高木等の植栽や山並み景観と調和した形態意匠とするよう努める。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主要な眺望点からみえる周辺の山並みの稜線を切らないような高さとすること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺景観と調和するような形態及び意匠とするよう努める。 ■ 道路等公共空間に接する部分については、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、建築物の位置や規模に配慮するよう努める。
	色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築物の外観の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■ 建築物の外壁に使用する素材は、出来る限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。
	敷地緑化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 敷地内は出来る限り緑化し、樹姿又は樹勢のすぐれた既存樹木がある場合は、保存又は移植により、修景に活用するよう努める。 ■ 敷地内に屋外駐車場を設置する場合は、出来る限り緑化等による修景に努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建築設備等については、道路等から出来るだけ見えないような配置に努める。

【工作物】

指 針		<ul style="list-style-type: none"> ■ 世界遺産平泉の価値を保護するため、平泉町側から見える山々の眺望の保全に配慮する。また、山稜近傍地では、山並みの稲線の保全に配慮する。特に主要な眺望点からみえる山並み景観において、人工物が目立たないように配慮する。
基 準	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ■ 道路等公共空間に接する部分については、歩行者に対する圧迫感や威圧感を緩和するよう、工作物の位置や規模に配慮するよう努める。 ■ 主要な眺望点からみえる山並み景観を保全するよう、工作物の位置や規模の選定に努める。山稜近傍地では高木等の植栽や山並み景観と調和した形態意匠とするよう努める。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主要な眺望点からみえる周辺の山並みの稜線を切らないような高さとすること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺景観と調和するような形態及び意匠とするよう努める。
	色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工作物の外装の色彩は、周辺の景観と調和するよう努める。 ■ 工作物の外装に使用する素材は、出来る限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう努める。

【屋外における物件の堆積】

指 針		<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺地区における景観上の影響を最小限とするよう配慮する。
基 準		<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺の景観にそぐわない物件の堆積は極力避ける。 ■ やむを得ず堆積する場合は、道路等公共施設から見えにくい配置に配慮するとともに、周辺景観と調和した適切な修景に努める。 ■ 長期にわたる堆積は極力避けるものとする。 ■ 物の集積又は貯蔵の場所が道路等から見えないよう、樹木又は塀等による遮へいに努める。

【開発行為、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更等】

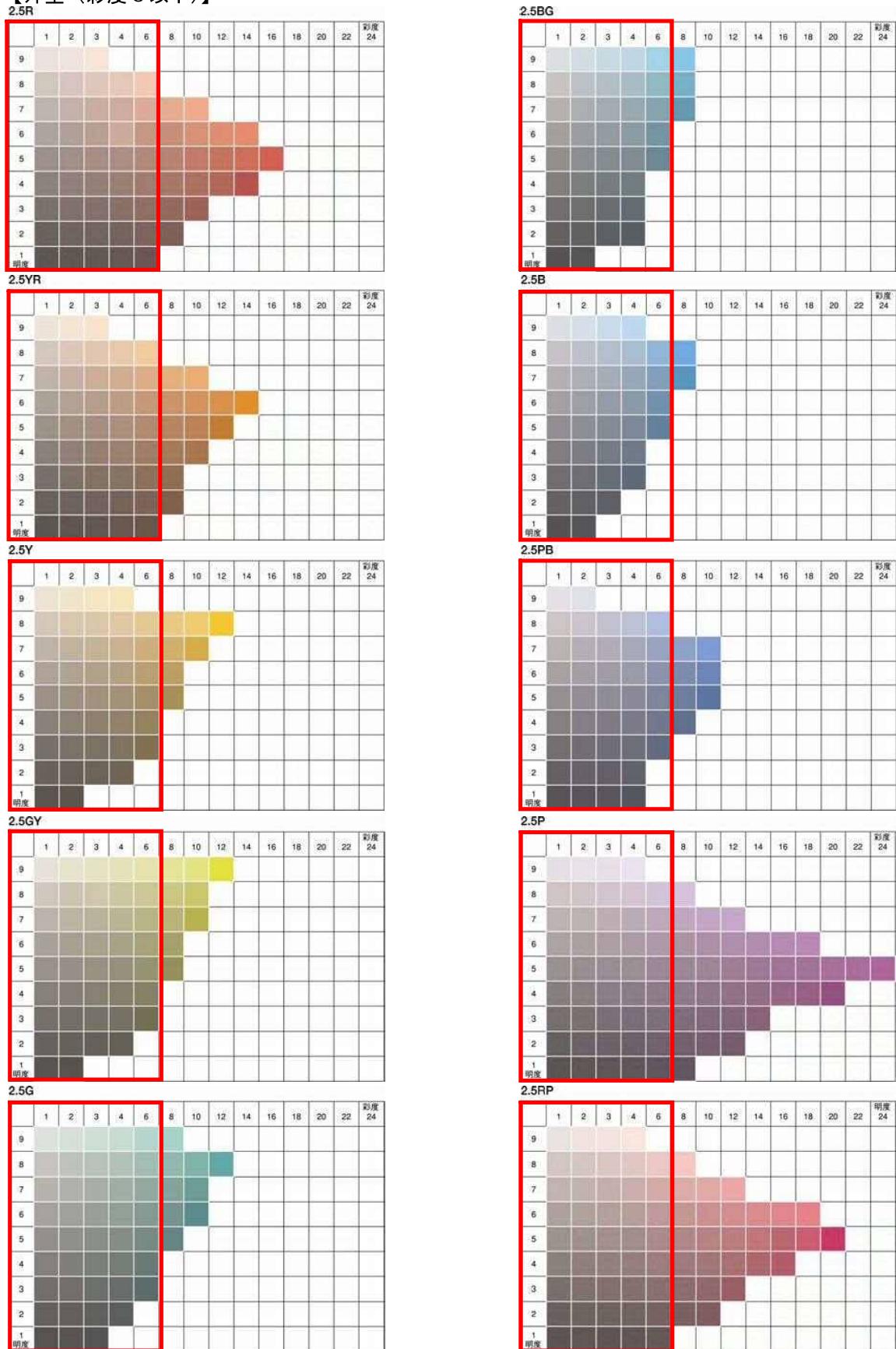
指 針		<ul style="list-style-type: none"> ■ 周辺地区における景観上の影響を最小限とするよう配慮する。
基 準	土石の採取 又は 鉱物の掘採	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土石の採取又は鉱物の掘採の場所が道路等から見えないよう、樹木又は塀等による遮へいに努める。 ■ 土石の採取又は鉱物の掘採の跡地は、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。
	開発行為 又はその他 土地の形質 の変更等	<ul style="list-style-type: none"> ■ できる限り現況の地形を生かし、長大な面及び擁壁が生じないようすること。 ■ のり面はできる限り緑化が可能な勾配とし、周囲の植生と調和した緑化による修景に努める。

■ 指針及び基準における「主要な眺望点」とは以下の通りである。

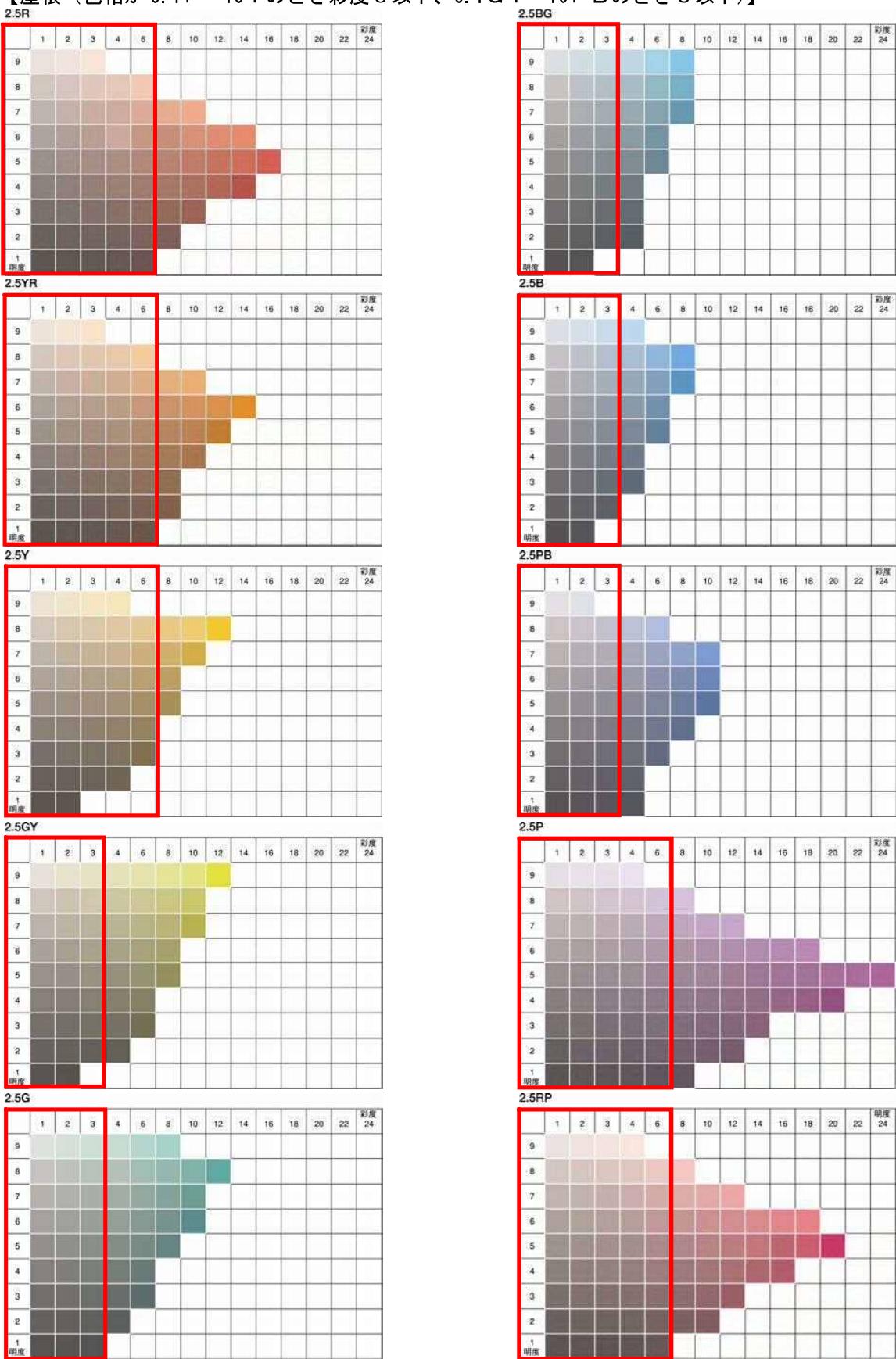
- ・ 平泉文化遺産センター

※ 指針及び基準における低彩度とは概ね図の赤枠部分とする。

【外壁（彩度 6 以下）】



【屋根（色相が 0.1P ~ 10Y のとき彩度 6 以下、0.1G Y ~ 10P B のとき 3 以下）】



一関市 景観計画

第7章 景観重要建造物又は
景観重要樹木の指定の方針

7章. 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

7－1 景観重要建造物の指定の方針

本市では、蔵造りの民家や歴史的な洋風建築、昔ながらの田園景観を構成する農家住宅など、特徴的な景観を有する建築物を各所に見受けることができる。このような建築物等については、地域景観の核をなしているものが多く、所有者や管理者の意向を踏まえながら、以下のような方針に基づき、景観重要建造物としての指定を行う。

- 1) 地域の特徴的な景観を生み出すシンボルとなっている。
- 2) 伝統的な様式や個性的な手法で構成・築造されている。
- 3) 地域住民に広く認識され、親しまれている。
- 4) 所有者・管理者に継続的な保全の意向がある。
- 5) 今後、地域景観の形成を図る上で重要な位置づけがある。

7－2 景観重要樹木の指定の方針

本市では、歴史的・学術的価値のある樹木に対しては文化財保護法に基づき保全に努めてきた。本計画においては、景観形成上において以下の特徴を有する樹木等について所有者や管理者の意向を踏まえながら、景観重要樹木として指定を行う。

- 1) 地域の歴史風土や自然環境との調和等により、その樹容が景観上の特徴を有している。
- 2) 地域住民に広く認識され、親しまれている。
- 3) 所有者・管理者に継続的な保全の意向がある。
- 4) 今後、地域景観の形成を図るうえで重要な位置づけがある。

一関市

景観計画

第8章 景観重要公共施設の整備に関する事項

8章. 景観重要公共施設の整備に関する事項

8-1 指定の基本的考え方

本市は平成17年9月に7市町村が平成23年9月に旧藤沢町が編入合併し、東西に6.3km、南北に4.6kmと広大な面積をもった都市であり、景観構造図（P35 第4章将来像 参照）で示したように、広域景観拠点及び地域景観拠点を連絡する道路、隣接都市や主要観光拠点を結ぶ道路が景観形成上重要な軸線となっている。河川については、東北一の大河である北上川やその支流で一関市街中心部を流れる磐井川をはじめとして市内の各所に河川が流れ、雄大な流れの景観や滝や渓谷を形づくる自然美の景観、都市に潤いを与える親水公園の景観など、地域によって様々な表情を見せている。また、都市公園については、豊かな地勢条件のなかで、市街地や里山を眺める良好な視点場として住民に親しまれている。

これらの公共施設に関する住民活動の観点からみると、花いっぱい運動の全市的な取り組みのもと、沿道における花壇や花木の設置や清掃活動のほか、河畔の植栽の取り組み、津谷川のサケの放流、「かつかの棲む里」づくり、砂鉄川の石磨き、サケの放流など様々な取り組みが住民を主体として行われている。

このように、本市において、道路や河川、都市公園は単なる社会基盤施設であるだけでなく、地域の日常生活と密接に関連し、地域住民に愛着を持たれる空間となっており、住民自らが主体的に取り組む地域景観づくりの核となる空間となっている。

こうしたことから、以下に示す項目に該当する公共施設を各施設の管理者と協議し、同意を得た施設を順次、景観重要公共施設として指定する。

また、整備の事業化が確定している施設や計画されている施設を優先的に指定する。

- ・景観形成上重要な役割を担う公共施設
- ・本市の景観の骨格となる軸や拠点の周辺に位置する施設
- ・景観資源の周辺などで、景観形成を一体的に推進する必要がある地域に位置する施設
- ・地域住民や事業者が積極的に景観形成に取り組んでいる地域に位置する施設
- ・公共施設の整備とあわせ、周辺と一体的な景観形成の取り組みが期待される施設
- ・その他、良好な景観の保全、新たな景観の創出を重点的に推進する必要がある地域に位置する施設

景観重要公共施設とは

- 道路、河川、都市公園、海岸、漁港、自然公園等に係る公共施設（特定公共施設）のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして定めたもの。
- 景観重要公共施設の整備は、景観計画に即して行わなければならない。
- 良好な景観を形成する観点から、景観計画に、それぞれの施設に係る許可の基準を定めることができる。
具体的には道路の占用許可、河川の占用・土石の採取・工作物等の新設及び許可、公園管理者以外が行う公園施設の設置などの許可があり、それぞれの法律に基づく許可の基準に、景観計画の基準が付加されることになる。

8－2 景観重要公共施設と周辺エリアのとらえ方

[一関中央地区]

都市計画マスターplanでは、一関市の広域景観拠点である中心市街地のうち、都市機能が集積されている「一関中央地区」の範囲を、北部は国道342号・主要地方道一関大東線、東はJR東北本線、南は磐井川、西は国道4号線に囲まれた地区とさだめ、景観形成方針を次のように掲げている。

その主な内容は、

- 中東北の拠点都市にふさわしい活力ある都市景観の創出に努めるほか、世界遺産に登録された平泉の玄関口として、観光客や来訪者を迎えるにふさわしい景観づくりを促進します。
 - 磐井川や釣山公園をはじめとする地域の特徴的な自然景観との調和を図りながら、潤いのある都市景観の創出に努めます。
 - 地域の歴史的資源と周辺地域の景観が調和するよう、旧沼田家武家住宅や酒の民族博物館、市街地内の教会をはじめとする歴史的建造物などが建ち並ぶ通りや、芭蕉の最後の宿「二夜庵」など、特徴的な通りや言い伝えのある旧跡を活用した街並み景観の整備・創出を図ります。
- となっている。

この一関中央地区のエリア内にある公共施設のうち、堤防改修工事や歴史の小道事業と関連する景観形成上重要な役割を担う公共施設として優先順位が高い公共施設は次の施設とし、景観重要公共施設指定と併せて今後、景観形成重点地区の指定を検討するなど、周辺建築物等が一体となった良好な景観形成をすすめ、回遊ルートの設定など、市街地の交流促進や賑わいの創出を図る。

施設	指定範囲
道 路	市道地主町裏線（起点～磐井町9番地先の区間） 市道磐井橋里前線（起点～国道284号交差点の区間） 市道中街線（起点～国道284号交差点の区間）
河 川	磐井川（水面を除くJR東北本線磐井川橋梁上流～一関大橋下流の区間）
都市公園	磐井川緑地 釣山公園

8－3 景観重要公共施設の指定箇所

[一関中央地区]

次に掲げる公共施設を景観重要公共施設に指定します。

1. 道路

名称・区間	管理者	施設の現状等
磐井橋里前線 (起点～国道284号交差点の区間) (約0.5km)	一関市	磐井川左岸沿いに平行に走る市道で国道284号と県道一関平泉線の間に位置し、道路沿いには桜並木があり、市民の交流の場となっている。
地主町裏線 (起点～磐井町9番地先の区間) (約0.8km)	一関市	磐井川右岸沿いに平行に走る市道で国道284号から県道一関平泉線を交差し、県立一関第一高等学校までの区間を指し、道路沿いには桜並木があり、磐井川水天宮、芭蕉の最後の宿「二夜庵」跡などがあり、市民のいこいの場となっている。
中街線 (起点～国道284号交差点の区間) (約0.5km)	一関市	磐井川右岸の駅よりに平行に走る市道で国道284号と県道一関平泉線の間に位置し、旧沼田家武家住宅や酒の民族博物館、教会をはじめとする歴史的建造物などが建ち並ぶ歴史と文化に触れられる場となっている。

①磐井橋里前線



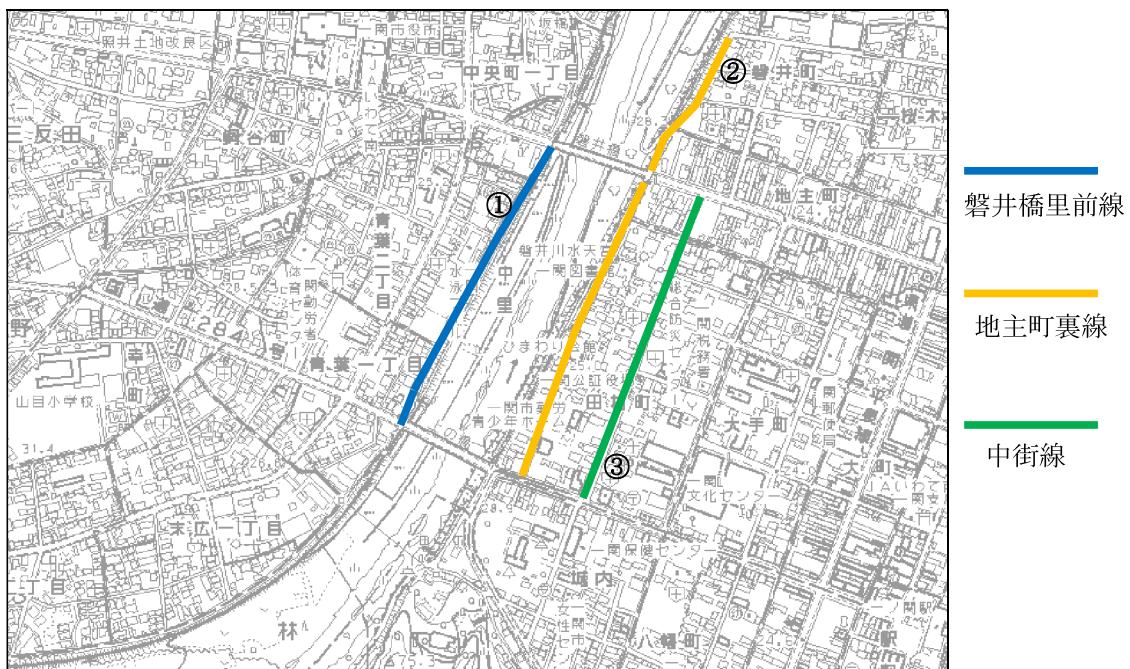
②地主町裏線



③中街線



【景観重要道路指定施設位置図】



①・②・③は、施設の現状等の写真番号を示す

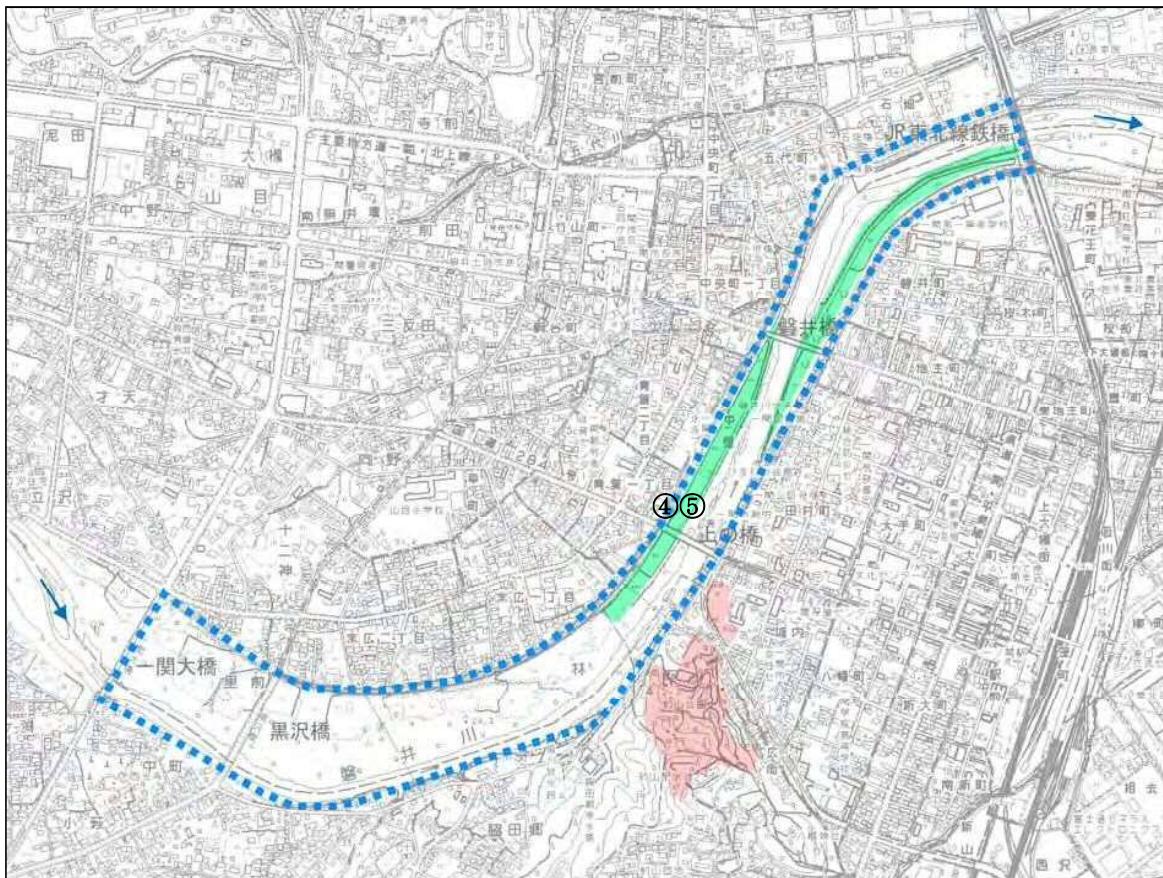
2. 河川

名称・区間	管理者	施設の現状等
磐井川 JR 東北本線 磐井川橋梁 上流から 一関大橋下流 (約 2.7km)	国土交通省 岩手県	<p>磐井川は西部の須川岳に源を発し、ブナ林で覆われた須川岳から丘陵地を流れ、河岸段丘を形成し、低地に至り、東へ流れ、北上川に合流する一関地域の中心市街地を流れる一級河川であり、行政・市民の協働により維持管理がなされてきた。</p> <p>ゆったりと広がりのある河川空間内には、磐井川緑地が整備されており、日常的に自然散策やジョギングなど人々が気軽に訪れるとともに、春には桜のお花見、夏には磐井川川開き花火大会、秋にはいものこ会、冬には白鳥などの渡り鳥の飛来地として、四季を通じてイベントや市民の憩いの場として活用されている。</p> <p>戦後の2回の大水害の復興や犠牲者の慰靈を目的に植えられた堤防の桜並木は釣山公園との関連性が強く、それぞれが視点場・眺望対象として一関地域の中心市街地の景観形成において重要な要素となっている。</p> <p>このように磐井川は中心市街地の景観形成に大きな役割を担う河川となっている。</p>   <p>④磐井川山目青葉地区の堤防左岸</p> <p>⑤隣接する磐井川緑地公園</p>

3. 都市公園

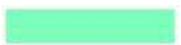
名称	管理者	施設の現状等
釣山公園	一関市	磐井川右岸の市道釣山下線の南側に位置し、春のお花見、秋の紅葉をはじめ四季を通じて市民の憩いと散策の場として利用され、市内を一望できる視点場ともなっている。
磐井川緑地	一関市	JR 東北本線から国道 284 号の上の橋までの磐井川河川敷の一部を昭和 50 年に占用し整備した緑地公園で、公園内には芝生公園の他に花壇、遊具、シェルター、トリムコースなどを配し、四季を通じて市民の憩いの場となっている。

【景観重要河川・都市公園指定施設位置図】



磐井川

注：低水路を除く



磐井川緑地



釣山公園

④・⑤は、施設の現状等の写真番号を示す

8－4 景観重要公共施設の整備に関する事項 (景観法第8条第2項第4号ロ)

整備を行う場合には、本計画の方針に加え、次の事項に基づき行うものとする。

なお、通常の管理行為及び軽易な行為^{注1}、非常災害のための必要な応急処置として行う行為、付属物の従前と同様の更新・復旧は本計画の対象から除くことができる。

1. 道路

名称	磐井橋里前線 地主町裏線
基本的な考え方	○堤防改修事業に伴い、付け替えとなる磐井川堤防沿いの市道について、「桜の小道計画」を基本に整備を進める。
整備に関する方針	○一関市公共施設等整備景観形成指針に沿った整備を進める。 ○桜並木の植栽に配慮しつつ、桜の花のイメージに沿ったデザインや色彩に配慮する。

名称	中街線
基本的な考え方	○歴史的建造物が点在している田村町周辺を対象に、一関らしい歴史と文化を感じ取ることができる地区として整備を目的とした「歴史の小道整備計画」に位置付けて景観に配慮した整備を進める。
整備に関する方針	○一関市公共施設等整備景観形成指針に沿った整備を進める。 ○歴史的建造物と調和したデザインや色彩に配慮する。

2. 河川

名 称	磐井川
基本的な考え方	○一関市の「顔」としてふさわしい、他に誇れるような河川景観を創出し、魅力的な空間の維持・保全に努める。 ○協働の取り組みにより、潤いある河川景観を維持・保全し、活用する。 ○中心市街地のオープンスペースとして眺望景観を保全、整備する。
整備に関する方針	○「磐井川桜再生計画」の基本方針と植栽配置を参考に、景観に配慮した整備を進める。 ○治水上の安全性や必要な機能を確保しつつ、できる限り周辺の景観や自然環境との調和を図ることとし、生態系の保全に配慮する。 ○構造物については、なるべく人工的な要素が周辺景観と調和するよう配慮する。 ○市民の憩いの場として、利用者の安全性を考慮しつつ、親水性の高い空間づくりに配慮する。

3. 都市公園

名称	磐井川緑地
基本的な考え方	○磐井川堤防の改修事業に併せ、「かわ」と「まち」がそれぞれもつ地域の景観資源や個性を生かしつつ、これらを有機的に結びつけ、交流・連携の促進、地域の活性化を図る重要な施設の保全整備に努める。
整備に関する方針	○市民の交流、スポーツ・レクリエーションの場として、快適で親しみのもてる空間づくりに配慮する。 ○市民の憩いの場として、利用者の安全性を考慮しつつ、親水性の高い空間づくりに配慮する。

名称	釣山公園
基本的な考え方	○市街地に隣接する小高い丘にあり、市街地が一望できる視点場となっている。また、春には桜、秋には紅葉の名所として家族で楽しめる公園として市民に親しまれており、公園一帯の緑の保全を基本としつつ、眺望の保全により、良好な景観の形成に努める。又、一関藩主居館跡として地域の文化や風土に親しみ、開放的で気軽に利用できる施設の整備保全に努める。
整備に関する方針	○豊かで貴重な自然景観の保全を図り、市街地からの眺望対象としての景観保全に配慮する。 ○市街地や磐井川を一望できる視点場としての景観保全に配慮する。

注1：通常の管理行為及び軽易な行為

- ①外観の変更が生じない建築物の修繕
- ②外観の変更が生じない工作物の修繕
- ③草刈り・竹木の伐採
- ④軽易な障害物の処分
- ⑤その他これらに類する小規模な維持
- ⑥浚渫

8－5 景観重要公共施設の許可の基準 (景観法第8条第2項第4号ハ)

景観重要公共施設内において、占用等の許可を行う場合は次の事項に基づき行うものとする。

なお、「占用等の許可」とは、道路法第32条第1項又は第3項の許可、河川法第24条、第25条、第26条第1項又は第27条第1項（これらの規定を同法第100条第1項において準用する場合を含む。）の許可、都市公園法第6条の許可のことをいう。

対象の行為

区分	占用等の行為	該当条項
道路	工作物、物件又は施設による占用	道路法32条第1項、第3項
河川	土地の占用	河川法第24条
	土石の採取	河川法第25条
	工作物の新築、改築、除去	河川法第26条第1項
	土地の掘削、盛土、切土・竹木の栽植、伐採	河川法第27条第1項
都市公園	工作物、物件又は施設による占用	都市公園法第6条第1項、第3号

※ただし、以下の行為は適用の除外とする。

- ・地下埋設物
- ・通常の管理行為、軽易な行為その他の行為
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・その他の行為で市長が条例に定めるもの（厳美渓周辺地区に係る基準を準用する）

1. 占用等行為の景観基準

(1) 道路の基準

名 称	磐井橋里前線 地主町裏線 中街線
占用等の行為	基 準
工作物、物件又は施設による占用	○圧迫感や威圧感を緩和するような形態意匠とする。 ○周辺の景観に調和する色彩を選定する。 ○屋外広告物は極力避ける。 ○照明灯は下方を照らすことを基本とする。 ○周辺の景観上の支障とならないように配慮し、突出した印象を与えないような位置や規模とする。

(2) 河川

名 称	磐井川
占用等の行為	基 準
土地の占用/ 工作物の新設、 改築	<ul style="list-style-type: none"> ○圧迫感や威圧感を緩和するような位置や規模に配慮するよう努める。 ○堤防上部及び橋梁上から見て、突出した印象を与えないような位置や規模に配慮するとともに、眺望を妨げない高さとする。 ○形態及び色彩については、周辺景観と調和するよう努める。 ○外装に使用する素材は、できる限り経年変化により質の低下や見苦しいものにならないような耐久性のあるものを用いる。また、適切に維持管理するよう努める。
工作物の除去	<ul style="list-style-type: none"> ○工作物を除去した跡地は、周辺と調和する状態にする。
土石等の採取	<ul style="list-style-type: none"> ○道路や重要な眺望点から見て目立つ場所での、土石等の採取はなるべく行わない。
土地の掘削、盛 土、切土等	<ul style="list-style-type: none"> ○現況の地形を生かし、長大なり面及び擁壁が生じないようにする。 ○のり面は、周辺の景観に調和する緑化を基本とする。
竹木の栽植	<ul style="list-style-type: none"> ○地区の植生を尊重した栽植とする。
竹木の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模な伐採は極力さける。やむを得ない場合は、伐採跡地において事後の土地利用に応じ、周辺の植生と調和するよう緑化を行うことを基本とする。

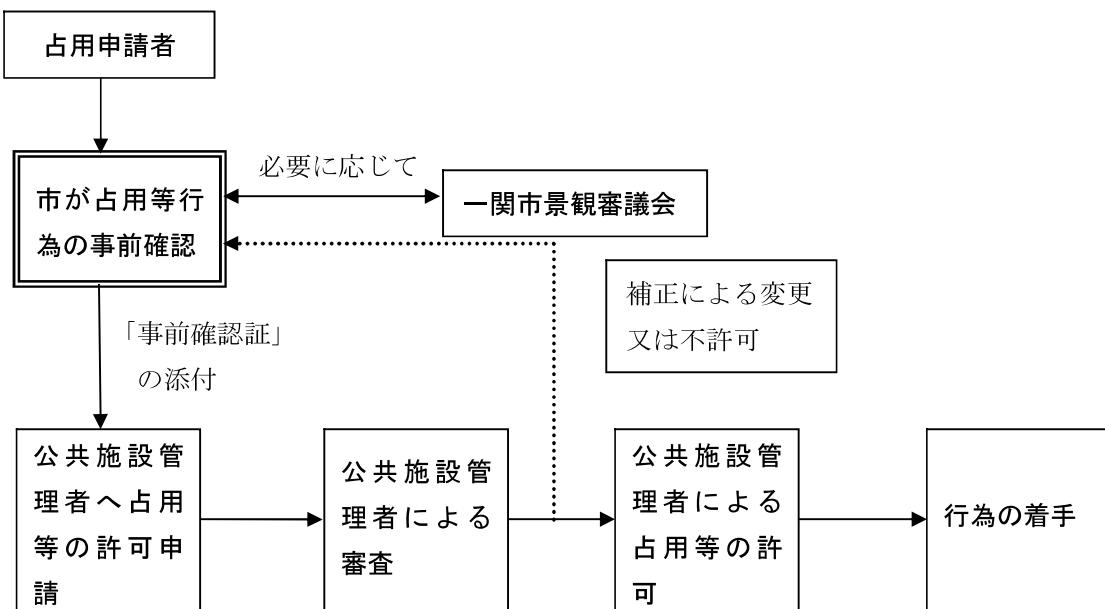
(3) 都市公園

名 称	磐井川緑地 釣山公園
占用等の行為	基 準
工作物、物件又 は施設による占 用	<ul style="list-style-type: none"> ○圧迫感や威圧感を緩和するような位置や規模に配慮するよう努める。 ○公園の周辺から見て、突出した印象を与えないような位置や規模に配慮するとともに、公園からの眺望を妨げない高さとする。 ○形態及び色彩については、周辺景観と調和するよう努める。 ○外装に使用する素材は、できる限り経年変化により質の低下や見苦しいものにならないような耐久性のあるものを用いる。また、適切に維持管理するよう努める。

2. 占用等の許可に関する手続き

景観重要公共施設に占用等の行為を行おうとする者は、あらかじめ、市の事前確認を受けて「事前確認証」を受理のうえ、その事前確認証を「占用等許可申請書」に添付し、公共施設管理者に許可申請するものとする。事前確認後、公共施設管理者による審査において、補正による変更又は不許可になった場合は、再度事前確認を得なければならないものとする。

また、景観上重要な場所での行為や規模の大きな行為など、特に景観に対する影響が大きいものについては、必要に応じて、一関市景観審議会に意見を聞くものとする。



一関市 景観計画

第9章 景観農業振興地域整備計画の策定
に関する基本的な事項

9章.

景観農業振興地域整備計画の策定に関する 基本的な事項

9－1 景観農業振興地域整備計画の策定の方針

本市の農村地域においては、水田と農家集落が織りなす田園景観、山間部の棚田や樹園地など、気候風土や地形条件等を生かし、農林業を生活のなりわいとして地域の暮らしが営まれ、自然の恵みと人々の暮らしが共生した美しい景観が形づくられてきた。

しかしながら、農村地域においては後継者不足や高齢化などの問題等による耕作放棄地の増加など、美しい農村景観を維持することが困難となってくることが危惧されている。

このようなことから、今後は、美しい地域の農業景観を保全・創出するための施策を講じ、地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保していくために、以下の農業景観の特性や基本的な方針を踏まえ、必要に応じて景観農業振興地域整備計画を策定する。

1. 計画策定において対象とする農業景観の特性

- ・水田や周辺の里山、水路、集落等が一体となった伝統的な農山村景観
- ・棚田やはせ掛け、ほんによなどの農業によって形成された個性ある農山村景観

2. 計画策定における基本的な方針

- ・産業としての農業の活性化と農地・農村の景観保全の両立
- ・地域住民合意によるきめ細やかな景観保全のルールづくり
- ・地域住民・団体等が一体となった景観保全活動の推進
- ・地域外住民との交流・連携の推進

一関市

景観計画

第10章 景観まちづくりの推進に向けて

10章. 景観まちづくりの推進に向けて

10-1 景観まちづくりの推進方策

本市では、花いっぱい運動等の緑化活動、清掃・美化活動、個性的な里づくりなど、魅力的な地域づくりのため、地域住民が主体となって従来から様々な取り組みが行われている。本市の各地域の景観形成はこのような取り組みにより培われてきたものが多く、これらの取り組みを今後とも継続できるような環境づくりが必要である。また、景観まちづくり※に対する住民、団体及び行政の意識を高め、互いに役割分担をしながら、より多くの住民が参加できる協働の取り組みを広げていくことが重要となる。

本計画は景観法※に基づく計画であり、本計画並びに景観条例の規定に基づく景観行政の推進・運用を図る。さらに、景観形成に対する地域の熟度に応じて、本計画における規定事項の追加検討を行うとともに、国の支援制度などの活用方策の検討を行う。

景観まちづくりの推進にあたっては、以下の方策が考えられる。

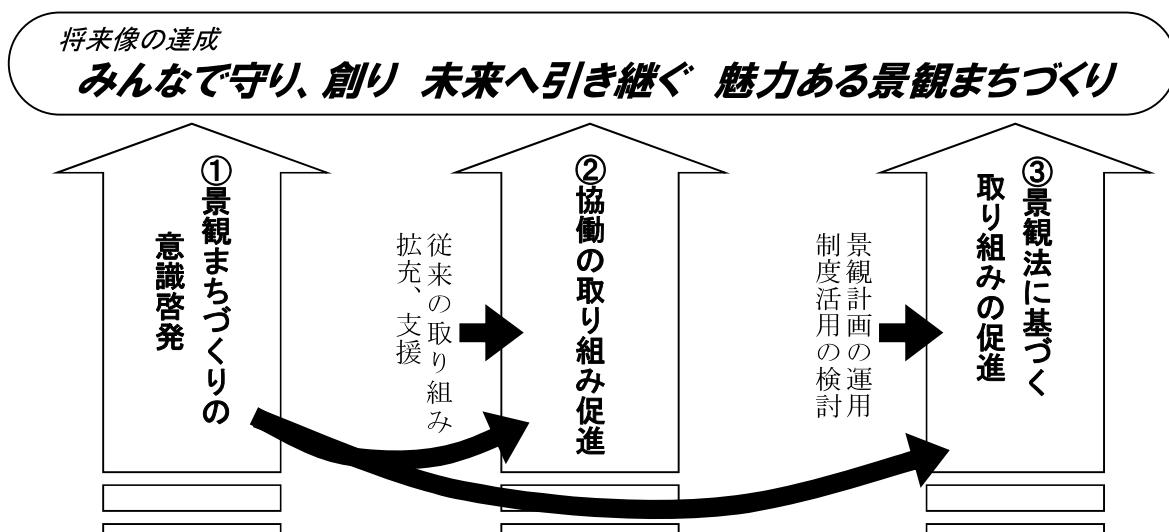
- ① 景観まちづくりの意識啓発
- ② 住民・団体・事業者等の景観まちづくりの支援
- ③ 規制・誘導方策による景観まちづくり
- ④ 行政施策としての景観まちづくり

このうち最も重要なものは①、②の住民が主体となった景観まちづくりをいかに進めるかということである。

今後、将来像の達成に向け、以下の方策により、景観まちづくりの推進を図る。

1. 景観まちづくりの意識啓発
2. 協働の取り組み促進
3. 景観法に基づく取り組みの促進

(景観まちづくりの推進方策の考え方のイメージ)



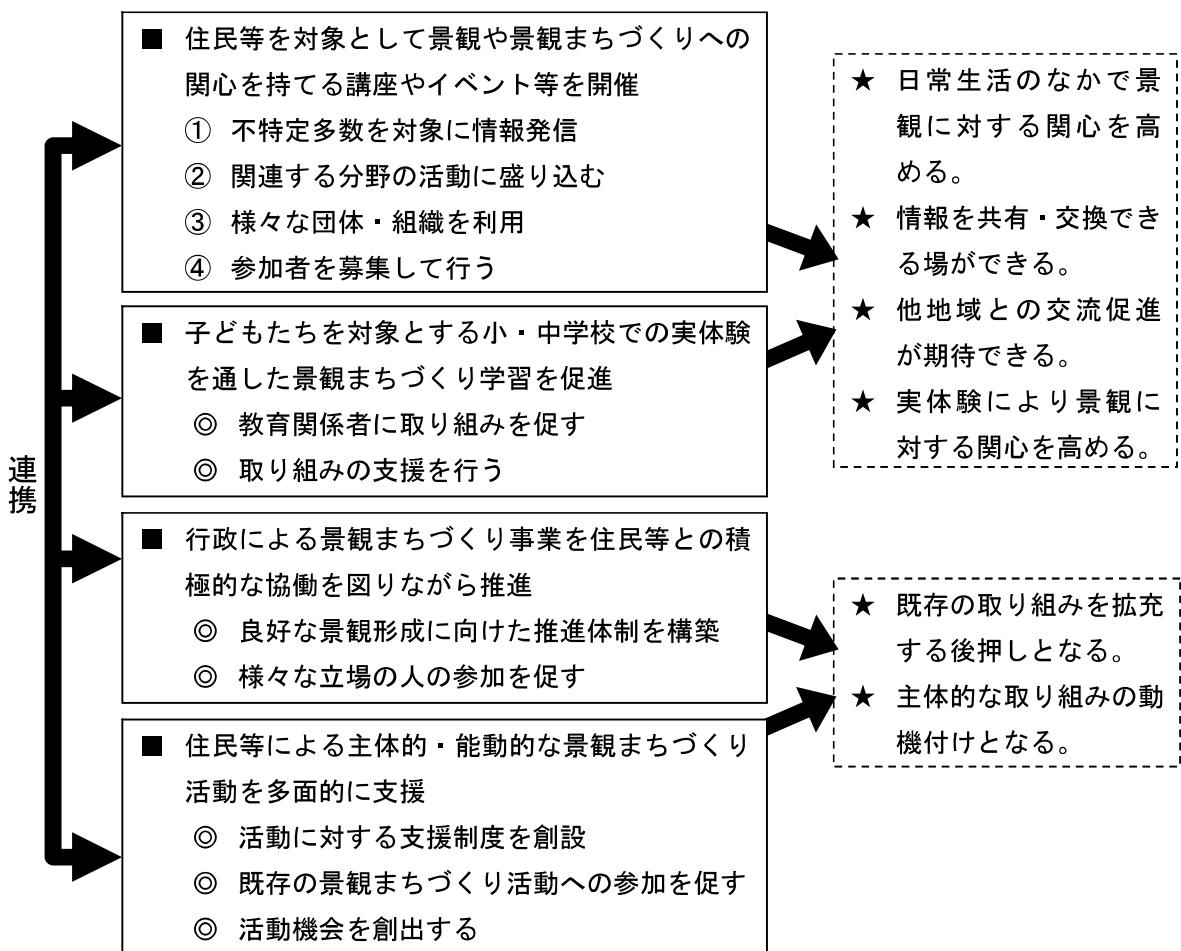
1. 景観まちづくりの意識啓発

1-1 景観まちづくり教育の充実

- 多くの人が景観まちづくりに関心を持ち、様々ななかたちで関わっていく意識づくりを進めるために、景観まちづくり教育が重要となる。具体的な取り組みとしては、次のような事項が考えられる。

(具体的取り組みの例)

(期待できる効果)



(国土交通省：「景観まちづくり教育の手引き」を一部加工)

- 上記の具体的な取り組みのうち、講座やイベントについては、後述する「(仮)景観まちづくりマイスター※」の認定者を講師に招き、各種まちづくり講座を開催し、取り組みの周知や意見交換の機会づくりを図ることが考えられる。講師の選定には、岩手県のまちづくりアドバイザー※派遣制度や国土交通省の地域振興アドバイザー派遣制度などの活用も可能である。
- 本市においては、既存の祭やイベントに絡めてこのような講座等の開催を検討することが考えられる。

1-2 表彰制度等の設立

- 地域の景観形成において頑張っている人や地域に「頑張りがい」を与え、継続的な取り組みのモチベーション※を形成することを目的として「景観まちづくり表彰」、「(仮)景観まちづくりマイスター※」の制度化を検討する。
- 「景観まちづくり表彰制度」については、地域の景観まちづくりにおけるすぐれた「活動」や「建造物」、「工作物」等を表彰し、広く住民に周知することによって、景観まちづくり※に対する認識を深め意識高揚を図る。審査については、行政内部だけでなく、住民が参加する協議会・委員会や、ポスターセッション※などによる住民投票等の手法が考えられる。なお、現在募集を進めている「いちのせき百景」についても、その結果を今後広く周知していくことが必要である。
- 「(仮)景観まちづくりマイスター制度」については、地域の景観まちづくりに主体的に取り組んでいる「団体」や「個人」を認定するものであり、後述する「景観まちづくり教育」や「アドバイザー※派遣」の講師としての活用を検討する。

(いちのせき百景の募集)

平成20年度

いちのせき百景募集

～あなたが大切に思う風景・景観を教えてください～

- 「いちのせき」らしいと感じる景観
- 美しく、心に残る景観
- 活気や賑わいのある景観
- 機能的で未来を感じる景観
- 由緒ある歴史的景観

■ 審査対象

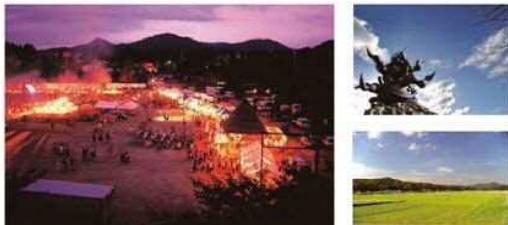
- 建築物　岩手県内に現存する歴史的・文化財の建物
- その他の景観　岩手県内に現存する歴史的・文化財の周辺環境

■ 審査方法

- 市役所・各支所に提出された申請書類又は提出用紙に
　(○) 私がしたい景観の住所 (○○から見たこんなができるだけ具体的に)
　(○) 建物の外観、理由などのコメント等
　(○) 写真 (写真がなくても結構できます。)
　(○) 岩手市の住所・氏名・電話番号などの連絡先
　など記入の上、郵送、 fax、 Eメールで応募してください。
(写真の部に(○)(○)しただけの人名欄は、本募集以外の日に記入して頂けません。)
- 建築物提出用紙又は提出用紙に記載されている項目については本人にご連絡するとともに市役所などで確認ください。
- その他
- (○) お問い合わせ用の連絡用紙は一式提出をするのをします
　(○) お問い合わせ用紙はホームページの景観まちづくりホーリークサイトからもダウンロードできます。
　(○) いちのせき百景は岩手コンテストではありません。

お問い合わせ先・応募先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
一関市役所 建設部建築住宅課「いちのせき百景」係
TEL: 0191-21-8532 FAX: 0191-21-8800
Eメール: kenchiku@city.ichinoseki.iwate.jp



あなたが大切に思う風景・景観を教えてください

いちのせき百景【藤沢編】募集！



合併による一関市景観計画の変更に伴い、藤沢地域の景観資源を募集します。

■ 審査対象 ○「いちのせき」らしいと感じる藤沢地域内の景観
● 美しく、心に残る景観 ● 機能的で未来を感じる景観 ● 活気や賑わいのある景観 ● 由緒ある歴史的景観

■ 審査方法 市役所・各支所・各公設施等に備え付けの応募用紙又は往意の用紙に
(1)私がしたい景観の場所 (○○から見たこんなができるだけ具体的に) (2)場所の説明、理由などのコメント等 (3)写真 (写真がなくても結構できます。) (4)応募者の住所・氏名・電話番号などの連絡先などを記入の上、郵送、持参、FAX又は電子メールで応募してください。

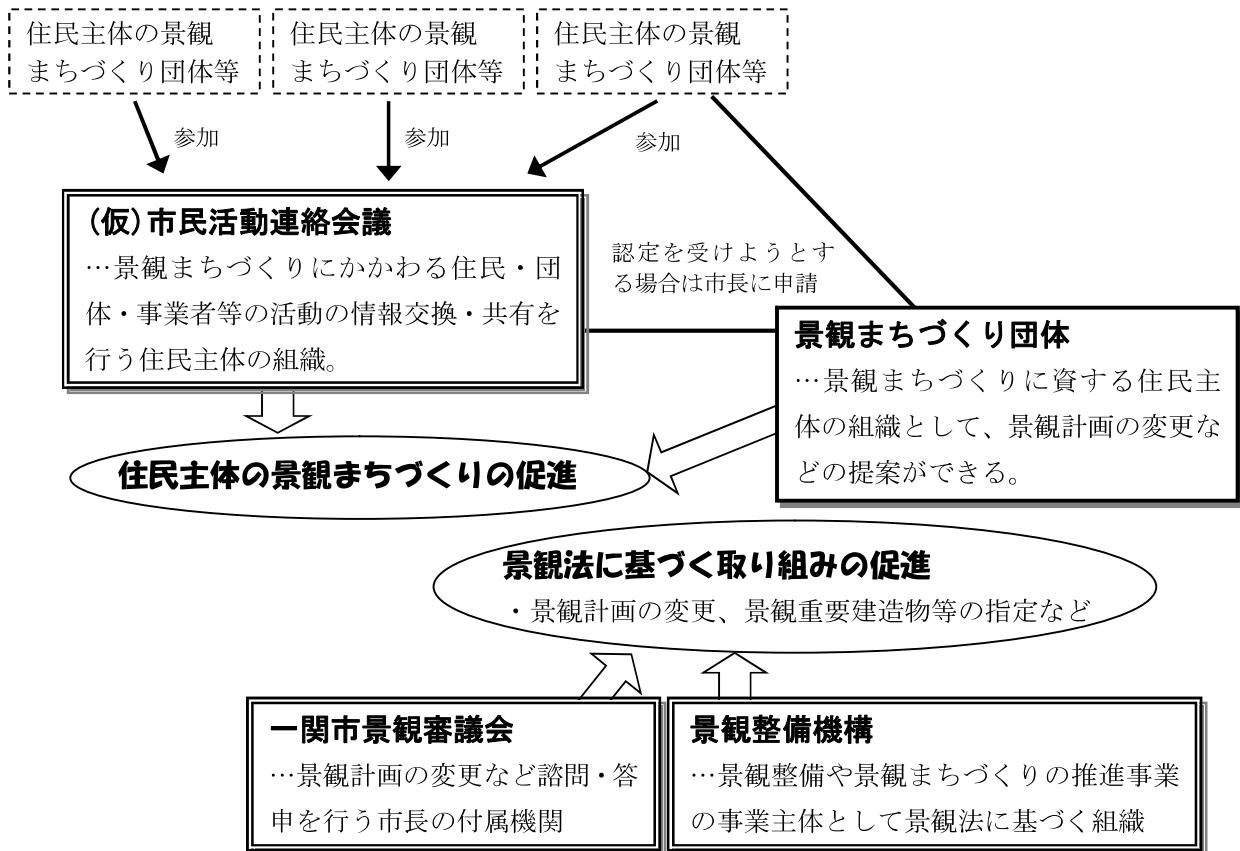
■ 審査期間 平成24年8月31日(金)

お問い合わせ・応募先
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
一関市役所 建設部都市計画課「いちのせき百景・藤沢編」係
TEL: 0191-21-8541 FAX: 0191-21-8800 Eメール: toshike@city.ichinoseki.iwate.jp

2. 協働の取り組み促進

2-1 住民参加による推進組織の構築

■ 本市の景観まちづくりを推進する主体組織として、以下のような組織の設立を検討する。



(仮)市民活動連絡会議

- ・ 現在の住民活動の情報交換・共有を行うことを当面の目的とした住民主体の組織として、住民主体で景観まちづくりを行っている個人、団体、事業者等により構成する。
- ・ 勉強会的な位置づけから将来的には景観まちづくりの実施主体としての役割を担うことを目指す。

景観まちづくり団体

- ・ 景観まちづくりに資する住民主体の組織として、個々の住民主体の景観まちづくり団体や、様々な住民主体の景観まちづくり団体により構成する（仮）住民活動連絡会議を市長が認定する。
- ・ 認定を受けようとする住民主体の景観まちづくり団体や（仮）住民活動連絡会議は市長に申請する。
- ・ 認定されると景観計画の変更などの提案ができる。

一関市景観審議会

- ・ 学識経験者や地元有識者、公募住民、行政関係部局などから構成する市長の付属機関。
- ・ 景観計画の変更や景観重要建造物の指定など、景観計画※及び景観条例の運用に対する諮問・答申を行う。

景観整備機構

- ・ 景観法※第92条に規定する組織であり、公益法人又はNPO法人の中から、業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを市長が指定する。
- ・ 指定を受けようとする法人は市長に申請する。
- ・ 景観形成に対して必要な派遣事業や情報提供事業、調査研究、景観重要建造物・樹木の管理、耕作放棄地等の利用権の取得などを行う。

2-2 協働の景観まちづくりに向けて

- 地域住民が主体となった取り組みを維持・継続し、拡充するため、現在活動されている組織や個人の意向を踏まえながら、地元住民と行政との役割分担について整理・検討する。
- モデル地区の設定による協働の景観づくりのモデルケースの作成等、行政が先導して協働の取り組みを促進させるための仕掛けづくりを検討する。

2-3 住民提案の景観まちづくり

- 景観法第11条の規定による「景観計画に対する住民提案」の促進を図り、住民提案型の景観まちづくり※の誘導に努める。
- 住民提案による景観計画の改訂は、例えば、新たな景観形成重点地区の追加などが考えられる。
- 住民から提案された景観計画素案は一関市景観審議会の意見を聞き、その採択を判断することとする。(都市計画区域内の場合は市都市計画審議会の意見を聞く必要がある)

(住民等による提案(景観法第11条の規定))

提案者	①住民等 景観計画区域のうち、0.5ha以上の土地の区域について、当該土地の所有者等は1人又は協働で景観計画の素案を行政に提案できる。
	②NPO※又は公益法人並びに景観まちづくり団体 上記団体は、景観計画区域のうち、0.5ha以上の土地の区域について、景観計画の素案を行政に提案できる。
提案に必要な要件	①景観計画の素案を添えて提案しなければならない
	②当該土地の区域の土地所有者等の2/3以上の同意を得ていること

2-4 協働の取り組みのための独自支援

- 景観法に関連する支援措置等は後述するが、地域の景観形成に関わる地元主体の取り組みに対して、本市が独自に支援できるあり方や内容について検討する。



田茂木地区の花壇づくり（室根）



銅谷地区のハンギングバスケットづくり（一関）



かじかの棲む清流を守る石磨き（大東）



総合学習を利用した北上川の体感（川崎）



町民主体のまちづくり推進の道標「希望のケルン」（藤沢）

3. 景観法に基づく取り組みの推進

3-1 景観形成重点地区の拡充

- 第6章で述べたように、「地域の景観づくり意識の高い地区」、「特徴的な景観資源がある程度のまとまりで見られる地区」、「住民が共通認識を持てる地区」、「景観づくりの効果が目に見えやすい地区」、「その他行政各分野で進める施策上の重点地区」に該当する地区は、特に重点的に景観形成を図っていくべき「景観形成重点地区」として位置づける。
- 今後、景観まちづくり※に関する意識啓発を進めるとともに、地元住民の意向を勘案しながら、随時景観形成重点地区を拡充していく。
- 今後、次のような地区が「候補地区」として想定される。

◎ 一関中央地区	◎ 花泉金沢地区
◎ 大東大原地区	◎ 千厩中心市街地地区、奥玉地区
◎ 東山貌鼻渓地区、長坂地区	◎ 室根折壁地区
◎ 藤沢二日町地区	◎ 川崎道の駅周辺地区 など
- このほか、景観形成重点地区への指定を行わない地区においても、自治会や商店街など、良好な景観形成を図る意識が高い地区には、地域住民の意向を十分に踏まえながら、景観協定の活用による景観形成を促進する。

3-2 景観重要建造物等の指定の促進

- 第7章の方針に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を進める。また、施設管理者との協議を行い、景観重要公共施設の指定を行う。
- 景観農業振興地域整備計画の策定について、担当部局と調整を図り、必要に応じて策定を検討する。
- 景観地区又は準景観地区の指定について、地域住民の意向を十分に踏まえるとともに、近隣市町の動向等を勘案しつつ検討を進める。

3-3 景観法に基づく各種支援制度の活用

- 景観法及び景観計画は「規制・誘導」を図ることが実現化方策の内容となっているが、建造物等に対する規制を行う一方で、景観重要建造物や同樹木の修復や周辺の街並み整備に対する支援制度として「景観形成総合支援事業」がある。上述したような景観重要建造物等の指定権等にあわせて同事業の適用を検討する（資料編参照）。

（景観法に基づく各種支援制度）

- ・ 景観形成総合支援事業
- ・ 歴史的環境形成総合支援事業
- ・ 観光圏整備事業

10-2 推進方策のまとめ

項目	実施を検討する具体施策	施策の概要	想定する実施主体				
			市	地域	国・県	その他	
1. 景観まちづくり※の意識啓発	1-1 景観まちづくり講座の開催 既存イベント等における周知活動の支援	・ 認定された(仮)景観まちづくりマイスター※や岩手県のまちづくりアドバイザー※などを講師に迎え、景観まちづくり講座を開催する。(本寺地区の景観アドバイザー制度と関連・調整)	○	○	○	○	
		・ 地域が主体となって取り組む各種の既存イベントについて、周知支援を図り住民参加を促進する。	○	○	○	○	
	1-2 表彰制度等の設立 いちのせき百景の継続募集・経過の周知 (仮)景観まちづくりマイスター制度	・ すぐれた人工物、自然物(管理)、地域の取り組みなどを表彰し、広く住民に周知する景観まちづくり表彰制度を設立し、仕様設計を行う。	○				
		・ 平成19年度から募集している「いちのせき百景」の継続募集を図るとともに、募集結果を公表する。	○				
		・ 地域の景観まちづくりに主体的に取り組んでいる団体又は個人を(仮)景観まちづくりマイスターとして認定する。認定者は景観まちづくり教育の講師等として活動を依頼する。	○	○			
2. 協働の取り組み促進	2-1 住民参加による推進組織の構築 一関市景観審議会の設立 景観協議会の設立検討	・ 住民が主体となった景観まちづくり活動の情報共有・情報交換を図る組織として、景観まちづくり主体である個人、団体、組織、事業者で構成する。将来的に景観まちづくり主体としての役割を担うことを期待する。	○	○			
		・ 一関市景観計画区域の景観まちづくりに関する協議・諮詢・答申機関として、住民や学識経験者の参加による設立・組織化を図る。(本寺地区の景観審議会と関連・調整)	○	○	○	○	
		・ 新たな重点地区の選定や景観重要公共施設の整備にあわせた地区まちづくりを推進する際に、地域住民や各種団体、施設管理者等の参加による景観協議会の設立を検討する。	○	○	○	○	
	2-2 協働の景観まちづくり 行政主導による仕掛けづくりの検討	・ 住民主体の取り組みを行っている団体又は個人に対して、行政にどのような支援を望んでいるかの意向把握を行う。	○	○			
		・ 地域主体での景観まちづくりを行う起爆剤として、モデル地区の設定による協働の景観まちづくりのモデルケースづくりなど、行政の先導による仕掛けづくりを検討する。	○				
	2-3 住民提案の景観まちづくり	法定住民提案制度の促進	・ 景観法※第11条に基づく住民等の提案による景観計画※の改訂を促進する。	○	○		
	2-4 独自支援	独自支援のあり方の検討	・ 地域主体の取り組みに対し、資金面の支援も含めた市独自の支援のあり方を検討する。	○			
	3-1 景観形成重点地区の拡充 3-2 景観重要建造物等の指定又は拡充 3-3 各種支援制度の活用	景観形成重点地区の拡充および景観協定の活用	・ 候補地区をはじめとして住民意向の把握を行い、必要に応じて景観形成重点地区的指定拡充および景観協定の活用による景観形成を促進する。	○	○		
		景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の促進	・ 景観計画に定める方針に基づくとともに、建造物や樹木の所有者及び管理者の意向を踏まえ、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定を促進する。	○	○		
		景観重要公共施設の指定の促進	・ 施設管理者との協議を行い、景観重要公共施設の指定を行う。	○		○	
		景観農業振興地域整備計画の策定検討	・ 担当部局等との調整を図り、景観農業振興地域整備計画の策定を検討する。	○			
		景観地区又は準景観地区の指定検討	・ 担当部局及び地域住民の意向把握や調整を図り、景観地区及び準景観地区の指定を検討する。	○	○		
		景観形成総合支援事業の適用可能性の検討	・ 地域のまちづくりの熟度や景観重要建造物の指定検討などの結果を踏まえ、将来の景観形成総合支援事業の適用可能性について検討する。	○			
		その他支援措置の適用可能性の検討	・ 国指定文化財の周辺地区を対象として、歴史的環境形成総合支援事業の適用可能性について検討する。また、広域観光の観点から隣接都市との足並みを揃え、観光圏整備事業の適用可能性について検討する。	○			○

用語説明

(ア行)

アドバイザー

忠告者。助言者。顧問。

イグネ

屋敷のまわりに植えた木。居久根林。

ウォーターシュート

急斜面にレールを敷き、ボートをそのレールにのせて下の池の水面に滑りおろす遊戯施設。

NPO（エヌピーオー）

‘Nonprofit Organization’の略で、直訳すると「非営利組織」となりますが、非営利の政府機関組織とも区別されるため、「民間」非営利組織と限定的に理解するのが一般的です。特に市民によって支えられているものを「市民活動団体」ということもあります。
「ボランティア」が個人の立場を表すことばであるのに対し、「NPO」は組織の立場を示すことばであるといえます。

(カ行)

景観行政団体

景観法に基づく諸施策を実施する団体のことをいいます。地方自治法上の指定都市、中核市の区域にあってはそれぞれ当該市が、その他の区域にあっては都道府県が自動的に景観行政団体になりますが、その他の市町村も都道府県との協議・同意があれば都道府県に代わって景観行政団体になることができます。景観

行政団体は、景観計画の策定・変更と景観計画に基づく行為の規制などの業務を行います。

景観計画

景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画です。(1)景観計画の区域、(2)景観計画区域における良好な景観の保全・形成に関する方針、(3)良好な景観の保全・形成のための行為の制限に関する事項、(4)景観重要建造物・樹木の指定の方針等を定めることとされています。

景観法

平成16年6月に制定された我が国初の総合的な景観に関する法律で、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる景観についての総合的な法律です。

景観まちづくり

自然、歴史、文化等を生かし、地域固有の美しい景観を守り、育て、又は創出することによる景観の視点から進めるまちづくりのことです。

キュービクル

もともと“立方体”を意味する“キューブ”から派生した言葉で、“小屋”“小室”“箱”的ことです。一般的に高圧受電用機器を、金属製の箱（キュービクル）内に、コンパクトに納めた受電設備のことをいいます。

コントラスト

対照。対比。

(サ行)

シンボリック

象徴的であるさま。

スカイライン

山や建物などの空を区切った輪郭線のこと。山を縦断したり峠を越えたりするような観光道路によく使われます。

(タ行)

妻入り

建物の妻（つま）側に出入口を設ける形式のことです。（⇒平入り）

(ハ行)

パノラマ

見渡す限りの広々とした風景。全景。

平入り

建物の平側（棟に対して直角方向）に出入口を設ける形式のことです。（⇒妻入り）

ポスター SESSION

発表内容をポスターとして並べて展示し、発表するもので、聞き手が自分の報告の前にたつたびに適宜説明を行うという報告形式です。

(マ行)

マイスター

ドイツで職人の親方や名人という意味で、各職人の技能と理論を実践と教育で培う制度です。

モチベーション

人が一定の方向や目標に向かって行動し、それを維持する働きを意味しています。「動機づけ」「やる気」と呼ばれることもあります。

(ヤ行)

ユニバーサルデザイン

高齢であることや障害の有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるよう、製品や建造物、生活空間などをデザインすること（⇒バリアフリー：障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。）

(ラ行)

ランドマーク

地上の目印。ある地域を特徴づける要素。山や建造物、樹木など、その土地の目印や象徴になるようなもの。